

# 令和元年裾野市議会 6 月定例会

## 各 常 任 委 員 会

### 【目次】

6 月 1 3 日 (木) 予算決算委員会	・ ・ ・ ・ ・	3	
6 月 1 4 日 (金) 予算決算委員会 総務分科会・総務委員会	・ ・ ・ ・	4	
企画部	企画政策課	・ ・ ・ ・ ・	5
	戦略広報課	・ ・ ・ ・ ・	9
行政経営監		・ ・ ・ ・ ・	1 3
総務部	財政課	・ ・ ・ ・ ・	1 4
	行政課	・ ・ ・ ・ ・	1 6
	税務課	・ ・ ・ ・ ・	1 7
討論・採決	・ ・ ・ ・ ・	1 9	
6 月 1 7 日 (月) 予算決算委員会 厚生文教分科会・厚生文教委員会		2 1	
教育部	教育総務課	・ ・ ・ ・ ・	2 3
	鈴木図書館	・ ・ ・ ・ ・	2 9
	生涯学習課	・ ・ ・ ・ ・	4 4
健康福祉部	社会福祉課	・ ・ ・ ・ ・	6 4
	保育課	・ ・ ・ ・ ・	6 6
	障がい福祉課	・ ・ ・ ・ ・	6 8
	国保年金課	・ ・ ・ ・ ・	6 9
	介護保険課	・ ・ ・ ・ ・	7 1
自由討論	・ ・ ・ ・ ・	7 6	
討論・採決	・ ・ ・ ・ ・	7 9	

6月18日(火) 予算決算委員会 産業建設分科会・産業建設委員会	83
建設部	
建設管理課	84
建設課	89
まちづくり課	93
区画整理課	95
産業部	
演習場対策室	96
農林振興課	99
産業振興課	105
討論・採決	110
6月25日(火) 予算決算委員会	111

11時02分 開会

○委員長(賀茂博美) ただいまから、予算決算委員会を開会いたします。はじめに、「第49号議案から第52号議案について」を議題といたします。

先の本会議において当委員会に付託となりました、第49号議案令和元年度裾野市一般会計補正予算(第2回)、第50号議案令和元年度裾野市国民健康保険特別会計補正予算(第1回)、第51号議案令和元年度裾野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1回)、第52号議案令和元年度裾野市介護保険特別会計補正予算(第1回)、の4件について、お配りしております「各常任委員会付託一覧表」のとおり総務分科会、厚生文教分科会、産業建設分科会を設置し、審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(賀茂博美) ご異議なしと認めます。よって本議案4件の審査は、各常任委員会付託一覧表のとおり行うことで決定いたしました。

各分科会の審査は、総務分科会は、6月14日午前9時から。厚生文教分科会は、6月17日午前9時から。産業建設分科会は、6月18日午前9時から行っていただきますようお願いいたします。各分科会での審査に当たっては、質疑の後、討論・採決は行わず、賛否に関する意見がある場合には、それを述べていただくことに留まりますので、よろしく願いいたします。

以上で、本日の議題は全て終了いたしました。

これをもって、予算決算委員会を閉会いたします。

11時04分 閉会

裾野市議会 予算決算委員会総務分科会・総務委員会

令和元年6月14日(金)

9時00分 開会

○委員長(中村純也) ただいまから、予算決算委員会 総務分科会 及び総務委員会 を、併せて開会いたします。

本日の日程は、お手元に配布のとおりであります。

これより、予算決算委員会に付託され、本分科会に割り振られました、第49号議案 令和元年度裾野市一般会計補正予算(第2回)の内の関係部分、及び、本委員会に付託されました、第36号議案 消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて、第37号議案 裾野市税条例の一部を改正することについて の審査を行います。

審査の方法は、各課単位で行い、それぞれ当局の説明を求めてから質疑に入りたいと思います。予算関係の議案は、質疑の後、賛否に関する意見を伺います。その他の議案は、討論・採決を、関係各部・課全て一括して行います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(中村純也) ご異議ありませんので、そのようにいたします。

ここで、各委員に申し上げます。質疑は、一問一答方式で、要点を明確に、簡潔な質疑をお願いいたします。意見につきましても、要点を明確に、簡潔をお願いいたします。

次に、分科会外委員 及び 委員外議員の発言の許否について、お諮りいたします。質疑・意見について、分科会外委員 及び 委員外議員から発言の申し出があった場合には、委員長がその発言の許否を定めたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議ありませんので、そのようにいたします。

なお、分科会外委員 及び 委員外議員の発言は、本委員の発言終了後といたします。

また、発言の際には、録音の関係上、必ずマイクをご使用願います。

## 企画部

○委員長（中村純也） ただいまから、企画部関係の審査に入ります。

企画部長の総括説明を求めます。企画部長。

（企画部長、説明）

○委員長（中村純也） 総括説明は終わりました。

## 企画政策課の審査（第 49 号）

○委員長（中村純也） はじめに、企画政策課の審査を行います。第 49 号議案の内の関係部分の審査になります。企画政策課長の説明を求めます。企画政策課長。

（企画政策課長、説明）

○委員長（中村純也） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。勝又委員。

○委員（勝又利裕） おはようございます。車両の故障について委託ということで、すべてメンテナンスは委託なんですか。

○委員長（中村純也） 企画政策課長。

○企画政策課長 運行に係る費用を契約として一本として行っております。今回は大規模な修理ということで、その分を委託契約の中で行っていききたいというふうに考えております。

○委員長（中村純也） 暫時休憩いたします。

○委員長（中村純也） 再開いたします。企画政策課長。

○企画政策課長 通常のメンテナンスも契約の中には含まれております。

○委員長（中村純也） 勝又委員。

○委員（勝又利裕） わかりました。要するに、こういう修理についても委託をするということで、委託先はどちらになりますか。バス会社になると思うけども。それで良いですか。

○企画政策課長 暫時休憩願います。

○委員長（中村純也） 暫時休憩いたします。

○委員長（中村純也） 再開いたします。企画政策課長。

○企画政策課長 そのとおりです。

○委員長（中村純也） 勝又委員。

○委員（勝又利裕） そうするとバス会社が独自に修理するわけではなくて、どこかの修理会社に出すという考え方ですか。

○委員長（中村純也） 企画政策課長。

○企画政策課長 そのとおりです。

○委員長（中村純也） 勝又委員。

○委員（勝又利裕） 直接、市が業者と契約した方が安くなりませんか。

○企画政策課長 暫時休憩願います。

- 委員長（中村純也） 暫時休憩いたします。
- 委員長（中村純也） 再開いたします。企画政策課長。
- 企画政策課長 バスの所有主体がバス会社ということになっておりますので、市が直接修理ということは出来ませんので委託契約というかたちで補正をお願いしております。
- 委員長（中村純也） 暫時休憩いたします。
- 委員長（中村純也） 再開いたします。勝又委員。
- 委員（勝又利裕） 了解しました。
- 委員長（中村純也） 他にありませんか。佐野委員。
- 委員（佐野利安） 修理なんですけど、これ、どれくらいかかるの。期間というのは。判ってますか。
- 委員長（中村純也） 企画政策課長。
- 企画政策課長 暫時休憩願います。
- 委員長（中村純也） 暫時休憩いたします。
- 委員長（中村純也） 再開いたします。企画政策課長。
- 企画政策課長 長期にわたるものではないと聞いております。
- 委員長（中村純也） 他にありますか。内藤委員。
- 委員（内藤法子） 大規模修理なんですけれども、今までの車検とか、今までで全然症状がなくていきなりきたんですか。
- 委員長（中村純也） 企画政策課長。
- 企画政策課長 暫時休憩願います。
- 委員長（中村純也） 暫時休憩いたします。
- 委員長（中村純也） 再開いたします。企画政策課長。
- 企画政策課長 前触れのものはなく、運行中に冷却水の水量の減りが大きかったため点検をして発覚したという経緯でございます。
- 委員長（中村純也） 内藤委員。
- 委員（内藤法子） その件はわかりました。それでは故障が発覚したときに市民の安全とかに影響はなかったということですね。
- 委員長（中村純也） 企画政策課長。
- 企画政策課長 そのとおりです。
- 委員長（中村純也） 他にありますか。岡本委員。
- 委員（岡本和枝） 今年の1月に異常ということだったんですが、どうしてこの6月の補正予算に出てきたんですか。
- 委員長（中村純也） 企画政策課長。
- 企画政策課長 時期的に3月補正が間に合わなかったものですから6月の補正で挙げさせていただきました。
- 委員長（中村純也） 岡本委員。
- 委員（岡本和枝） 間に合わなかったという理由は。

- 委員長（中村純也） 企画政策課長。
- 企画政策課長 修理の見積もりが挙がってきたのが1月末でしたので、既に3月補正の庁内の締切りに間に合わなかったという経緯がございました。
- 委員長（中村純也） 他にありますか。  
「なし」の声あり。
- 委員長（中村純也） 以上で委員の質疑を終わります。分科会外委員の質疑はありますか。土屋委員。
- 分科会外委員（土屋主久） バスの所有が富士急さんですか。それで、市は委託をしているだけですね。委託で運行しているのは富士急さんですね。そうやってその車をなぜ市が修理しなければならないのか。要するに契約上でそういう約束になっているかどうか、通常だとバスの所有者が修理するのが当然だと思いますけど。如何でしょうか。
- 委員長（中村純也） 企画政策課長。
- 企画政策課長 このバスは市の自主運行ということで全ての経費は市が負担するというかたちになっておりますので、諸々の経費は全て市が負担していくこととなります。そのために今回修理費用を市が負担するというかたちになります。
- 委員長（中村純也） 土屋委員。
- 分科会外委員（土屋主久） バスってかなりの走行距離を走ると思うんですね。通常だと故障ってそんなに起こらないと思うんですね。その辺どうなんでしょうか。走行距離は何万キロぐらい走っているんでしょうかね。
- 企画政策課長 暫時休憩願います。
- 委員長（中村純也） 暫時休憩いたします。
- 委員長（中村純也） 再開いたします。企画政策課長。
- 企画政策課長 30年10月時点で、33万8,800キロメートルになります。
- 委員長（中村純也） 土屋委員。
- 分科会外委員（土屋主久） 33万キロだと、そんなにエンジンがいくような距離じゃないと思うんですよ。通常。いかにメンテナンスが悪いかと、その辺、考えられませんか。
- 企画政策課長 暫時休憩願います。
- 委員長（中村純也） 暫時休憩いたします。
- 委員長（中村純也） 再開いたします。企画政策課長。
- 企画政策課長 通常のメンテナンスでありますし、車検も通常どおり通っております。
- 委員長（中村純也） 他にありますか。井出委員。
- 分科会外委員（井出悟） 理解が出来なかったのもう一度教えて下さい。リースの契約という時に、通常リース契約の中で通常の修理だとか点検だとか含まれてるのかなと思ったんですけど、今回、修理代が必要になるという

のはどういうリースの契約になるのかもうちよつと教えていただければと思います。

○委員長（中村純也） 暫時休憩いたします。

○委員長（中村純也） 再開いたします。企画政策課長。

○企画政策課長 市は車両をリースしているのではなくて、車両も込みで委託契約をしている関係になります。

○委員長（中村純也） 暫時休憩いたします。

○委員長（中村純也） 再開いたします。他はありますか。二ノ宮委員。

○分科会外委員（二ノ宮善明） 委託料の 192 万 3 千円というのは妥当だと思いますか。

○委員長（中村純也） 企画政策課長。

○企画政策課長 はい、妥当だと考えております。

○委員長（中村純也） 二ノ宮委員。

○分科会外委員（二ノ宮善明） これは向こうからこういう請求というか、それが来て、はい。そうですか。という、そういう金額ですか。

○委員長（中村純也） 企画政策課長。

○企画政策課長 修理工場からの見積もりを基に積算をしております。

（「はい、わかりました。」の声あり。）

○委員長（中村純也） 他はありますか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村純也） 以上で、第 49 号議案の内の関係部分に関する質疑を終わります。これより、第 49 号議案の内の関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村純也） 分科会外委員の意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村純也） 以上で、第 49 号議案に関する意見を終わります。以上で企画政策課の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

9 時 20 分 休憩

9 時 23 分 再開



## 戦略広報課の審査（第 49 号）

- 委員長（中村純也） 再開いたします。次に戦略広報課の審査を行います。  
発言の際には、録音の関係上必ずマイクをご使用願います。第 49 号議案の審査になります。戦略広報課長の説明を求めます。戦略広報課長。
- （戦略広報課長、説明）
- 委員長（中村純也） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。増田委員。
- 委員（増田祐二） まず、期間からお願いします。どの期間でやられるかという点ですね。
- 委員長（中村純也） 戦略広報課長。
- 戦略広報課長 一番マックスで 2 年半。施工が早く進めばいけるというふう  
に話を聞いています。
- 委員長（中村純也） 増田委員。
- 委員（増田祐二） 2 年半、開始はどこからとなりますか。
- 委員長（中村純也） 戦略広報課長。
- 戦略広報課長 施工後、施工が速やかに進めばですが、終わりが 2022 年の 9  
月末というふうになっております。
- 委員長（中村純也） 増田委員。
- 委員（増田祐二） 基本的には無償貸与ということで、場所に関してはお金  
が掛らないです。で、転写で持ちの関係もあろうかと思うんですけど、これ  
以降に関して費用が発生することはないというふうな想定でしょうか。
- 委員長（中村純也） 戦略広報課長。
- 戦略広報課長 地元のデザインの施工するようなところに話を聞いたんです  
が、概ね 1 年ぐらいしか持たないそうなんです。ですから、またその際には、  
もし 2 年以上続くようになればまた費用は発生するのかなと思っています。
- 委員長（中村純也） 増田委員。
- 委員（増田祐二） 薄層緑化のことをやるのかと思うんですけど、それによ  
って期待するシビックプライドとしての効果というものをどのようにお考  
えか、お願いします。
- 委員長（中村純也） 戦略広報課長。
- 戦略広報課長 薄層緑化の方は農林振興の方で話を進めているんですが、戦  
略広報課とすると PR が出来るという部分で、デザインもどういうものにな  
るかまだこれからなんですけど、なるべく移住定住の方に進められればとい  
うふうには考えております。
- 委員長（中村純也） 他にありますか。勝又委員。
- 委員（勝又利裕） 無償で貸与してくれるという話ですからそれは結構なん  
ですけど、常盤橋の再開発を選んだのは何故ですか。
- 委員長（中村純也） 戦略広報課長。

○戦略広報課長　こちらからというよりは、先方の方から意向がありまして、私どもとしてもそこに PR 出来るような掲示物をさせてもらおうと考えた次第です。

（「休憩願います。」の声あり。）

○委員長（中村純也）　暫時休憩いたします。

○委員長（中村純也）　再開いたします。勝又委員。

○委員（勝又利裕）　施工してそれが終わりではなくて、そこから先の、そこがスタートだと思っています。2年半という部分というのは相手先の意向ですか。

○委員長（中村純也）　企画部長。

○企画部長　駅前の再開発の期間がおおよそ今から2年半、2022年の9月を目途に再開発事業を終了したいと。そこまでの間はスペースが活用できますよというところで2年半というところを想定しています。

○委員長（中村純也）　勝又委員。

○委員（勝又利裕）　施工して2年半までの期間、何か考えていることはありますか。PRをするとか。ただ置きっぱなしでなくて。

○委員長（中村純也）　戦略広報課長。

○戦略広報課長　部長の方から話があったとおり、話があってから期間がたっていないものですから、まずは施工させていただいて、そのあと何か、実際に出来るような行動があるのであれば、そこら辺を検討していきたいと思っています。

○委員長（中村純也）　勝又委員。

○委員（勝又利裕）　施工はスタートだと思ってます。そこから先を戦略的に考えていただければと思います。

○委員長（中村純也）　佐野委員。

○委員（佐野利安）　PR、広告と言うことですが、先ほど移住とか考えてのPR。PRするけど、どこをもって効果と思いますでしょうか。

○委員長（中村純也）　戦略広報課長。

○戦略広報課長　中々具体的に数値として出すのは非常に難しい部分だと思いますが、なるだけそういうふうな、数値的にも目指せるようなものを出来るようにしていきたいとは思っております。

○委員長（中村純也）　内藤委員。

○委員（内藤法子）　委託先はどこを考えているんですか。

○委員長（中村純也）　戦略広報課長。

○戦略広報課長　まずは予算を付けていただいた中でこれから業者については進めていこうというふうに、今のところは考えております。

○委員長（中村純也）　内藤委員。

○委員（内藤法子）　先ほど1年ぐらいしか持たないということでした。とり

あえず 30 万円を計上したんですけど、これが最後まで、だからランニングコストと言いますか、全部で、来年、再来年、具体的にどれくらい掛るんでしょうか。

○委員長（中村純也） 戦略広報課長。

○戦略広報課長 30 万円の方はデザイン料になりますんで、工事請負費の方になるんですが、きっとこれくらいの金額が掛るのかなというふうに思っております。

○委員長（中村純也） 内藤委員。

○委員（内藤法子） 来年も 75 万 6 千円ぐらいかかるのかなと、それで最後、撤去する費用はいらぬのか。

○委員長（中村純也） 戦略広報課長。

○戦略広報課長 今のところはまだ 2 年以上あとの話なので考えておりません。

○委員長（中村純也） 内藤委員。

○委員（内藤法子） 当然考えるに、原状復帰とか、その辺は園と煮に原状復帰義務とかきつとあると思うんですけど、その辺の確認はこれからということですか。

○委員長（中村純也） 戦略広報課長。

○戦略広報課長 はいそうです。

○委員長（中村純也） 他はありますか。岡本委員。

○委員（岡本和枝） 植栽の部分というのは 2 年半、置きっぱなしというか、その状態で良いんですか。

○委員長（中村純也） 戦略広報課長。

○戦略広報課長 イメージさせてもらっている植栽なんですけど、植栽については農林振興課になりますので、こちらでは把握できておりません。

○委員長（中村純也） 村田委員。

○委員（村田悠） 広告を入れて、植物をやった壁面にうちのまちの PR を入れる。で、移住定住のこととかを入れていこうかなという話を今説明されたんだけど、低層技術を持っているのが裾野市であって、そのことを PR して、もう一つの定住、移住だとかも入れていくと非常にコンセプトとしてぼやけてしまい、2 兎を追って両方とも逃すような気がします。コンセプトが非常に曖昧なものになってしまうんだけど、どちらかに絞ってというか、市役所で考えないでこういうもののプロに任せた方が良く思うんだけど、どう思いますか。

○委員長（中村純也） 戦略広報課長。

○戦略広報課長 それも考えております。

○委員長（中村純也） 村田委員。

○委員（村田悠） そこが重要だもので、両方とも何か、これ何なんだろうと思われぬものにしてもらいたいと思います。終わります。

- 委員長（中村純也） よろしいですか。  
（「はい」の声あり。）
- 委員長（中村純也） 分科会外委員の質疑はありますか。  
（「なし」の声あり。）
- 委員長（中村純也） 以上で、第49号議案の内の関係部分に関する質疑を終わります。これより、第49号議案の内の関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。  
（「なし」の声あり。）
- 委員長（中村純也） 分科会外委員の意見はありませんか。  
（「なし」の声あり。）
- 委員長（中村純也） 以上で、第49号議案の内の関係部分に関する意見を終わります。以上で戦略広報課の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

9時35分 休憩

9時37分 再開

## 行政経営監の審査（第 36 号）

- 委員長（中村純也） 再開いたします。次に行政経営監の審査を行います。  
発言の際には、録音の関係上必ずマイクをご使用願います。第 36 号議案の審査になります。行政経営監の説明を求めます。行政経営監。  
（行政経営監、説明）
- 委員長（中村純也） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。勝又委員。
- 委員（勝又利裕） 休憩して下さい。
- 委員長（中村純也） 暫時休憩いたします。
- 委員長（中村純也） 再開いたします。岡本委員。
- 委員（岡本和枝） 使用料がこの額に改定された場合にどれだけの増額になるのかは、今の実績でみるとどれだけの増額になるかというものは計算されてますか。
- 委員長（中村純也） 暫時休憩いたします。
- 委員長（中村純也） 再開いたします。行政経営監。
- 行政経営監 この部分については自分のところでは計算しておりません。
- 委員長（中村純也） 他はありますか。  
（「なし」の声あり。）
- 委員長（中村純也） 分科会外委員の質疑はありますか。井出委員。
- 分科会外委員（井出悟） 参考資料の②で配られた改正料金の考え方ですけれども、以前示された基本方針の中では原則 10 円未満の端数は四捨五入ですけれども、この指定管理にあたって切り上げするという部分は方針には示されていないんですけど、ここの部分の理由、考えを聞かせて下さい。
- 委員長（中村純也） 行政経営監。
- 行政経営監 指定管理施設につきましては利用料は利用料金の限度額であることを踏まえて改定料金を算出しております。
- 委員長（中村純也） 暫時休憩いたします。
- 委員長（中村純也） 再開いたします。どなたかありますか。
- 委員長（中村純也） よろしいですか。
- 委員長（中村純也） 以上で第 36 号議案に対する質疑を終わります。以上で行政経営監の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

9 時 56 分 休憩  
10 時 04 分 再開

## 総務部

○委員長（中村純也） 再開いたします、次に総務部関係の審査に入ります。

総務部長の総括説明を求めます。総務部長。

（総務部長、説明）

○委員長（中村純也） 総括説明は終わりました。

## 財政課の審査（第49号）

○委員長（中村純也） はじめに、財政課の審査を行います。発言の際には必ずマイクをご使用願います。第49号議案の内の関係部分の審査になります。

財政課長の説明を求めます。財政課長。

（財政課長、説明）

○委員長（中村純也） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。佐野委員。

○委員（佐野利安） 12ページの第1表の21の繰越金なんですけど、どのような根拠で出しているんでしょうか。

○委員長（中村純也） 財政課長。

○財政課長 この繰越金につきましては、担当課からの事業の要望を受けまして、先ほど、予算書の方にもございますが、国費や市債等の財源をまず事業費のトータルから抜きます。最終的にはやはり一般財源の方が必要になりますもので、事業費のその他財源を抜いたものの残というかたちでこの数字が出ております。

（「一般財源から事業費を抜いた分がこれということで良いですか。」の声あり。）

（「事業費から国費や市債を抜いた・・・」声あり。）

○委員長（中村純也） 財政課長。

○財政課長 予算書16、17ページをご覧くださいますと、歳出で金額の方が今回補正が8,600万円となっております。これに対して17ページの国費や県費等の歳入を差し引きしていきますと一般財源が必要になります。この部分を繰越金の921万1千円に対応するというような算出方法となっております。

○委員長（中村純也） 他にありますか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村純也） 分科会外委員の質疑はありますか。二ノ宮委員。

○分科会外委員（二ノ宮善明） 一点だけ教えてください。裾野高校さんから文化祭での売り上げ、その寄附がきたんですけど、裾野高校さんですと、暫時休憩願います。

○委員長（中村純也） 暫時休憩いたします。

○委員長（中村純也） 再開いたします。二ノ宮委員。

○分科会外委員（二ノ宮善明） 裾野高校さんが裾野市に対して寄附をして下さっているのはどのような、大変ありがたいことなんですけど、どうい

うようなものか、趣旨というようなものはお聞きになっていらっしゃるでしょうか。

○委員長（中村純也） 財政課長。

○財政課長 その都度寄附の目的というのは変わってくるのですが、今回につきましては教育に関する事という指定をいただいております。

○委員長（中村純也） 小林委員。

○分科会外委員（小林俊） 先ほど繰越金の話、ちょっとすいません。素人だもので。繰越金で足りない分を歳入にあてるとというのはわかるんですが、それって、繰越金って、これまでの決算で確定していてその中の部分を今年度予算の歳入に入れるわけですね。ということは歳入に入っていない繰越金というのはあるっていうか。何か二重繰越金、二重帳簿、言い方悪いですけど。そういうふうになっているんですか。現実。決算までは。

○委員長（中村純也） 財政課長。

○財政課長 実際は5月末に出納閉鎖を行いまして、その部分に繰越金が発生しているものでございます。議員がおっしゃられるとおりの金額以外にも余剰金というものがまだ若干ございます。例年こちらを補正財源として充当するというやり方をおこなっております。以上です。

○委員長（中村純也） 小林委員。

○分科会外委員（小林俊） それは5月末の会計閉鎖以降もそういう状況になっているんですか。それとも9月の決算を決める時に確定するんですか。それはどうですか。

○委員長（中村純也） 財政課長。

○財政課長 実際は9月の決算の段階で認定をいただくかたちになってます。

○委員長（中村純也） 他はよろしいですか。

（「はい」の声あり。）

○委員長（中村純也） 以上で第49号議案の内の関係部分に関する質疑を終わります。これより、第49号議案の内の関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村純也） 分科会外委員の意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村純也） 以上で、第49号議案の内の関係部分に関する意見を終わります。以上で財政課の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

10時16分 休憩

10時18分 再開

## 行政課の審査（第 49 号）

○委員長（中村純也） 再開いたします。次に、行政課の審査を行います。発言の際には録音の関係上必ずマイクをご使用願います。第 49 号議案の内の関係部分の審査になります。行政課長の説明を求めます。行政課長。

（行政課長、説明）

○委員長（中村純也） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。勝又委員。

○委員（勝又利裕） 市有地を売却するという事で相手方に利用形態をどうする、こうするという事を求めますか。

○委員長（中村純也） 行政課長。

○行政課長 求めません。一般公募というかたちで入札の方を執行していく予定でございます。

○委員長（中村純也） 勝又委員。

○委員（勝又利裕） これからフェンスを撤去して不動産鑑定ということ、今年度中という話ですけどおおよその公募をする時期はいつですか。

○委員長（中村純也） 行政課長。

○行政課長 まだ具体的に何時とは言えないんですけど、鑑定の方と工事が完了した時点で早急に公売の方をかけていきたいというふうに考えております。

○委員長（中村純也） 他にありますか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村純也） 分科会外委員の質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村純也） 以上で第 49 号議案の内の関係部分に関する質疑を終わります。これより、第 49 号議案の内の関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村純也） 分科会外委員の意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村純也） 以上で、第 49 号議案の内の関係部分に関する意見を終わります。以上で財政課の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

10 時 24 分 休憩

10 時 41 分 再開



## 税務課の審査（第 37 号）

○委員長（中村純也） 再開いたします。次に税務課の審査を行います。発言の際には、録音の関係上必ずマイクをご使用願います。第 37 号議案の審査になります。税務課長の説明を求めます。税務課長。

（税務課長、説明）

○委員長（中村純也） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。岡本委員。

○委員（岡本和枝） 単身児童扶養者の非課税措置がされました。2021 年度分以降の個人住民税に適用と言うことですが、これが適用されることについて影響を受ける法律と言うか、そういうものってというのは、税金。税金制度の中で優遇措置が適用できるというのはどのようなものがありますか。

○委員長（中村純也） 税務課長。

○税務課長 市税に関しては今回改正でお示しした部分になります。

○委員長（中村純也） 岡本委員。

○委員（岡本和枝） それに関連して例えば保育料だとか色々な部分で優遇制度が適用になるというふうに聞いているんですけど、何かその辺はどのように。

○委員長（中村純也） 税務課長。

○税務課長 議員のおっしゃるとおり課税の状況を基にした色んなものに波及はあると思われます。暫時休憩願います。

○委員長（中村純也） 暫時休憩します。

○委員長（中村純也） 再開いたします。岡本委員。

○委員（岡本和枝） 令和 3 年以降と言うことなんですが、この非課税措置がとられることによって、それまでに他の税制度に影響を与えるという部分は無いですか。

○委員長（中村純也） 税務課長。

○税務課長 適用日までは現行の制度のままで。

○委員長（中村純也） 暫時休憩します。

○委員長（中村純也） 再開いたします。他はありますか。勝又委員。

○委員（勝又利裕） ちょっと休憩して下さい。

○委員長（中村純也） 暫時休憩します。

○委員長（中村純也） 再開いたします。他はありますか。内藤委員。

○委員（内藤法子） 電気自動車等の等とは具体的にどんなものがありますか。

○委員長（中村純也） 暫時休憩します。

（「電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド車、クリーンディーゼル車でございます。」の説明あり。）

○委員長（中村純也） 再開いたします。他はよろしいですか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村純也） 委員外議員の質疑はありませんか。  
（「なし」の声あり。）

○委員長（中村純也） 以上で第37号議案の質疑を終わります。以上で税務課の質疑を終わります。以上で総務部関係の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

10時50分 休憩

10時51分 再開

○委員長（中村純也） 再開いたします。以上で、予算決算委員会総務分科会に割り振られました議案及び総務委員会に付託されました議案の質疑を終了いたします。暫時休憩いたします。

○委員長（中村純也） 再開いたします。休憩いたします。

10時51分 休憩

10時59分 再開

## 討論・採決（第 36 号、第 37 号）

○委員長（中村純也） 再開いたします。ただいま、本委員会に付託されました第 36 号議案消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて の討論を行います。討論はありませんか。

○委員長（中村純也） 岡本委員。

○委員（岡本和枝） 消費税に関する関係条例ですが、消費税そのものについて、先ほど市税条例の改正の中で一人親世帯に対して非課税措置がされるという話の中で、調べてたんですが、消費税の増税が一人親世帯にとって厳しい状況にあるということで 2019 年度の児童扶養手当は未婚の一人親世帯に対しても 1 万 7 千 5 百円を上乗せ支給するという措置がされているようです。そのようなことを考えて、今の市財政の市民向けの予算の削減だとか、人件費の削減等の中で市民からとても元気が出ないというような声が聞こえてくる中での消費税率アップに対しての便乗の値上げは賛成はできません。

○委員長（中村純也） 暫時休憩いたします。

○委員長（中村純也） 再開します。岡本委員。

○委員（岡本和枝） 消費税を今回利用料等に消費税相当額を転嫁することに対しては認められません。今の市財政が行っている行財政改革での市民の負担増等を考えたときにこれは認めることはできません。

○委員長（中村純也） 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村純也） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。ただいまから起立により採決いたします。本委員会付託されました第 36 号議案消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例を制定することについて を原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

（賛成者 起立。）

○委員長（中村純也） 起立多数と認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。次に本委員会に付託されました、第 37 号議案裾野市税条例の一部を改正することについて の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（中村純也） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。ただいまから、採決いたします。本委員会付託されました第 37 号議案裾野市税条例の一部を改正することについて を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○委員長（中村純也） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案の審査はすべて終了いたしました。

予算関係の議案につきましては、来る6月25日の予算決算委員会で分科会委員長報告をいたします。その他の議案につきましては、来る6月27日の本会議で委員長報告をいたします。審査にご協力賜りましたことに感謝申し上げます。予算決算委員会総務分科会及び総務委員会を閉会いたします。

11時03分 閉会

令和元年6月17日(月)

9時00分 開会

○委員長(杉山茂規) ただいまから、予算決算委員会 厚生文教分科会 及び厚生文教委員会 を、併せて開会いたします。

本日の日程は、お手元に配布のとおりであります。

これより、予算決算委員会に付託され、本分科会に割り振られました、第49号議案令和元年度裾野市一般会計補正予算(第2回)の内の関係部分、第50号議案令和元年度裾野市国民健康保険特別会計補正予算(第1回)、第51号議案令和元年度裾野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1回)、第52号議案令和元年度裾野市介護保険特別会計補正予算(第1回)及び、本委員会に付託されました、第38号議案 裾野市立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正することについて、第39号議案裾野市生涯学習センター条例の一部を改正することについて、第40号議案裾野市運動公園総合体育施設条例の一部を改正することについて、第41号議案裾野市民体育館条例の一部を改正することについて、第42号議案裾野市グランド条例の一部を改正することについて、第43号議案裾野市民文化センター条例の一部を改正することについて、第44号議案裾野市介護保険条例の一部を改正することについて、請願第1号裾野市高齢者医療費助成事業存続を求める請願 の審査を行います。

審査の方法は、各課単位で行い、それぞれ当局の説明を求めてから質疑に入りたいと思います。予算関係の議案は、質疑の後、賛否に関する意見を伺います。その他の議案は、討論・採決を、関係各部・課全て一括して行います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(杉山茂規) ご異議ありませんので、そのようにいたします。

ここで、各委員に申し上げます。質疑は、一問一答方式で、要点を明確に、簡潔な質疑をお願いいたします。意見につきましても、要点を明確に、簡潔をお願いいたします。

次に、分科会外委員 及び 委員外議員の発言の許否について、お諮りいたします。質疑・意見について、分科会外委員 及び 委員外議員から発言の申し出があった場合には、委員長がその発言の許否を定めたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議ありませんので、そのようにいたします。

なお、分科会外委員 及び 委員外議員の発言は、本委員の発言終了後といたします。

また、発言の際には、録音の関係上、必ずマイクをご使用願います。

## 教育部

○委員長（杉山茂規） ただいまから、教育部関係の審査に入ります。

教育部長の総括説明を求めます。教育部長。

（教育部長、説明）

○委員長（杉山茂規） 総括説明は終わりました。

## 教育総務課の審査（第 49 号）

○委員長（杉山茂規） はじめに、教育総務課の審査を行います。第 49 号議案の内の関係部分の審査になります。教育総務課長の説明を求めます。教育総務課長。

（教育総務課長、説明）

○委員長（杉山茂規） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。土屋委員。

○委員（土屋秀明） 27 ページの教育のあり方に向けての関係で、まず委員報酬ですけど、考えている委員の数は何人でしょうか。

○委員長（杉山茂規） 教育総務課長。

○教育総務課長 この予算書上の報償金は 6 千円で、会議を 6 回、7 人という計算をしております。ただ、あり方検討委員会の委員としては 10 人以内を想定しています。

○委員長（杉山茂規） 土屋委員。

○委員（土屋秀明） 答えられる範囲で結構ですけど、委員さんの考えられる内容というのはどういうもの、学識経験者とか。

○委員長（杉山茂規） 教育総務課長。

○教育総務課長 現在考えております委員としましては、学識経験者、幼稚園及び小中学校の園児又は児童生徒の保護者、小中学校の教員の代表者、地域住民の代表者、公募による委員を予定しております。

○委員長（杉山茂規） 土屋委員。

○委員（土屋秀明） 検討した結果を基本計画に盛り込むということで、基本計画そのものは年度内に完成するということですか。

○委員長（杉山茂規） 教育総務課長。

○教育総務課長 基本計画につきましては令和 2 年度中に改正する予定でございます。

○委員長（杉山茂規） 土屋委員。

○委員（土屋秀明） 28 ページ。工事請負費で、歳入の方では補助金の減額イコール、エアコンの設置が補助対象事業費の中に含まれてないということでしたけれど、それを含めてですけど、工事請負費の減額の理由は工事内容の見直しという漠然とした説明でしたけれど、具体的にはどのような内容なんですか。

- 委員長（杉山茂規） 教育総務課長。
- 教育総務課長 工事内容の見直しですけど、富岡第一小学校の耐震大規模工事におきまして、当初、仮設教室分を空調設備設置工事と按分をしております。しかしながら、エアコンの方の工事が採択されませんでしたので、その按分しておりました仮設教室分を本体工事、耐震大規模工事の方に含んだ形にしまして事業の見直しをしたということでございます。
- 委員長（杉山茂規） 土屋委員。
- 委員（土屋秀明） ちょっと休憩を。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開します。土屋委員。
- 委員（土屋秀明） エアコンの設置が国庫補助対象から外れたということで、エアコンそのものの工事はこの予算の中だと、従来どおり残っているんじゃないでしょうか。財源は別にしても。
- 委員長（杉山茂規） 教育総務課長。
- 教育総務課長 そのとおりでございます。
- 委員長（杉山茂規） 他にありませんか。浅田委員。
- 委員（浅田基行） 27 ページ。13 節委託料のところ、教育に関するアンケート調査委託の対象を教えてください。
- 委員長（杉山茂規） 教育総務課長。
- 教育総務課長 アンケートの対象は小学校 5 年生の児童と中学校 2 年生の生徒及びその 5 年生と 2 年生の保護者、一般市民、就学前の児童、こちらにつきましては年長児の保護者を予定しております。対象としましては約 3 千人強となる予定でございます。
- 委員長（杉山茂規） 他にありませんか。浅田委員。
- 委員（浅田基行） アンケートの方法はどのようなやり方ですか。
- 委員長（杉山茂規） 教育総務課長。
- 教育総務課長 調査方法としましては、小学校中学校の児童生徒及び保護者につきましては学校で配布回収をしていく予定でございます。年長児の保護者につきましても幼稚園保育園を通じて配布回収をする予定でございます。一般市民につきましては、無作為抽出で調査票は郵送で発送回収をする予定でございます。
- 委員長（杉山茂規） 浅田委員。
- 委員（浅田基行） アンケート内容はどんな予定ですか。
- 委員長（杉山茂規） 教育総務課長。
- 教育総務課長 内容につきましては、現在決定はしてございませんが、基本的には今の裾野市教育基本振興計画策定時に行いましたアンケート内容をベースにしまして、適正な学校規模や教育環境といったものについて質問項目を追加していきたいというふうに考えております。



- 委員長（杉山茂規） 他は如何でしょうか。三富委員。
- 委員（三富美代子） 今のところ、そもそも当初予算で行わなかった理由は何ですか。
- 委員長（杉山茂規） 教育総務課長。
- 教育総務課長 昨年の6月議会で将来に向けた小中学校施設のあり方という一般質問の中で市長の方が答弁した内容で総合教育会議は勿論のこと市民の皆さんと考えられる機関を設置して検討していきますという回答をしております。これを受けまして今年2月に総合教育会議を開催いたしまして、その中で教育委員さん、こちらにも新しい機関を設置していくことをお互いに確認したところでございます。これを受けて今回補正予算ということで計上させていただきました。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開します。三富委員。
- 委員（三富美代子） 総合教育会議が終わった段階では当初予算の方には間に合わなかったということで、そういう理解でよろしいですか。
- 委員長（杉山茂規） 教育総務課長。
- 教育総務課長 そのとおりでございます。
- 委員長（杉山茂規） 他は如何でしょうか。岩井委員。
- 委員（岩井良枝） 今の教育振興基本計画もアンケートを取ってらっしゃいます。で、そうすると2次を作るときにアンケート調査というのは元々考えていなかったということで良いんですか。
- 委員長（杉山茂規） 教育総務課長。
- 教育総務課長 教育基本振興計画につきましては、次期は令和3年度以降の計画となりまして、令和2年度に実施したいと考えていたんですけれども、このあり方検討委員会を設置するにあたりまして前倒しでアンケートを実施しましてその成果を教育振興基本計画の中に反映をしていきたいというふうに考えております。
- 委員長（杉山茂規） 他は如何ですか。浅田委員。
- 委員（浅田基行） 27ページのアンケートの件でもう一件だけ確認させて下さい。このアンケートはいつ実施する予定ですか。
- 委員長（杉山茂規） 教育総務課長。
- 教育総務課長 はっきり今何月にとは申し上げられませんが、今年の秋口ぐらいには実施をしたいというふうには考えております。
- 委員長（杉山茂規） 浅田委員。
- 委員（浅田基行） そうしますと、秋に実施されましてその集計と回収等で、どういったかたちでアンケート結果を公表する予定でしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開します。教育総務課長。

- 教育総務課長 アンケート結果につきましては検討委員会に提示をしまして、それ以降、その時点で公表するかどうか今後考えていきたいと考えております。
- 委員長（杉山茂規） 浅田委員。
- 委員（浅田基行） 検討委員会ということでそれは先ほどありました年6回という、その委員会ということでよろしいでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 教育総務課長。
- 教育総務課長 そのとおりでございます。
- 委員長（杉山茂規） 浅田委員。
- 委員（浅田基行） 6回のうちのどれくらいの時期というか何回目と言いますか、この辺の委員会で出せるというか、何月でも良いですけど。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開します。教育総務課長。
- 教育総務課長 会議の3回目、或いは4回目で結果を出したいというふうに考えています。
- 委員長（杉山茂規） 浅田委員。
- 委員（浅田基行） 年6回の会議というのは、年度内で6回ですよ。6回の予定が決まっていれば教えて下さい。
- 委員長（杉山茂規） 教育総務課長。
- 教育総務課長 補正が認められましたら、7月に第1回を開催する予定でございまして。それ以降9月、11月、1月、2月、3月ということで今計画はしてあります。
- 委員長（杉山茂規） 他は如何でしょうか。  
(「なし」の声あり。)
- 委員長（杉山茂規） 委員の質疑を終わります。分科会外委員の質疑をお受けいたします。中村委員。
- 分科会外委員（中村純也） 27ページ、適正化委員会の方の所ですけど、当局側の参加部署はどこですか。
- 委員長（杉山茂規） 教育総務課長。
- 教育総務課長 教育総務課、学校教育課、生涯学習課を考えております。
- 委員長（杉山茂規） 中村委員。
- 分科会外委員（中村純也） 行政経営監は入らないですか。
- 委員長（杉山茂規） 教育総務課長。
- 教育総務課長 今のところ予定はありません。
- 委員長（杉山茂規） 中村委員。
- 分科会外委員（中村純也） 理由は。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩いたします。
- 委員長（杉山茂規） 再開します。教育総務課長。

- 教育総務課長 検討委員会の中でそういう議題について行政経営監の出席が必要な場合は出席を求めたいと考えております。
- 委員長（杉山茂規） 中村委員。
- 分科会外委員（中村純也） それは市長も判つての話ですね。
- 委員長（杉山茂規） 教育部長。
- 教育部長 はい。当然総務課長が答えましたけども、学校の適正化ということで学校規模の問題、学区とか色々諸問題とかありますので、FMの観点もありますから必要に応じては出るということで了解しております。
- 委員長（杉山茂規） 岡本委員。
- 分科会外委員（岡本和枝） 今、色々出てるんですけど、教育のあり方検討委員会の設置条例のようなものというのはあるんでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 教育総務課長。
- 教育総務課長 設置要綱につきまして5月の教育委員会において承認されております。
- 委員長（杉山茂規） 岡本委員。
- 分科会外委員（岡本和枝） それでしたら審議をする場合に、同時に示していただいた方がよかったかなと思います。如何でしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 教育総務課長。
- 教育総務課長 申し訳ございません。
- 委員長（杉山茂規） 井出委員。
- 分科会外委員（井出悟） 先ほどの関連なんですけど、このあり方検討委員会は総合教育会議のような枠組みで市長部局は誰も参加しないということですか。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩いたします。
- 委員長（杉山茂規） 再開します。教育総務課長。
- 教育総務課長 市長部局の担当職員は入っておりませんが、必要に応じてこの会議に出席できることになっておりますので、そういう対応をしていきたいと考えております。
- 委員長（杉山茂規） 井出委員。
- 分科会外委員（井出悟） スタートは総合教育会議で議論の遡上に乗せることだったと思うので、市長部局が入らなくなった理由が判りづらいのでもし判れば教えて下さい。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩いたします。
- 委員長（杉山茂規） 再開します。教育総務課長。
- 教育総務課長 先ほどご指摘がございました、本来この設置要綱をお示すべきものだったと思います。この設置要綱の中で委員会は必要があると認めるときは関係者の出席を求め意見若しくは説明を聴取し又は資料等の提出を求めることが出来るという項目がございますので、これにのっとったかた

ちで市長部局の職員につきましても出席していただくというふうに考えています。

○委員長（杉山茂規） 以上で第 49 号議案の内の関係部分に関する質疑を終わります。これより第 49 号議案の内の関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 分科会外委員の意見を伺います。

（「なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 以上で第 49 号議案の内の関係部分に関する意見を終わります。以上で教育総務課の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

9 時 34 分 休憩

10 時 18 分 再開

## 鈴木図書館の審査（第 38 号）

○委員長（杉山茂規） 再開いたします。次に鈴木図書館及び生涯学習課の審査を行います。発言の際には録音の関係上必ずマイクをご使用願います。はじめに行政経営監の説明を求めます。行政経営監。

（行政経営監の説明）

○委員長（杉山茂規） 説明は終わりました。第 38 号議案の審査を行います。鈴木図書館長の説明を求めます。鈴木図書館長。

（鈴木図書館長、説明）

○委員長（杉山茂規） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。三富委員。

○委員（三富美代子） 行政経営監に答えて頂くとします。そもそも使用料の見直しが必要で今回このように使用料の適正化に関する基本方針を打ち出されてとりくまれたんですけど、10月1日からの消費税の上がる時期に合わせて行うということを決めたのはどうしてでしょうか。

○委員長（杉山茂規） 行政経営監。

○行政経営監 これは26年の行革推進委員会の意見書から出ているテーマでして、過去にもこのようなことで取り組もうと、使用料の適正化をやろうとしてきたんですが、なかなかタイミングが合わずれ込んできて、今回なぜ一緒にしたかと言うと出来ればこの中で、市民から見ると料金を上げてまたやると、2回上がるような感覚になるものですから1回で適正化と消費税の転嫁を判り易くしてやろうというような決断であります。

○委員長（杉山茂規） 三富委員。

○委員（三富美代子） 多分市民の方々からするとその部分は中々見えないというか、理解が出来にくいのかなと思うんですけど、そういうことについては何か議論というのはなかったのでしょうか。

○委員長（杉山茂規） 行政経営監。

○行政経営監 その辺につきましては、今回のように適正化分と消費税の転嫁分ということでわかりやすく説明していくというような議論だったと思います。

○委員（三富美代子） 暫時休憩を。

○委員長（杉山茂規） 暫時休憩いたします。

○委員長（杉山茂規） 再開します。三富委員。

○委員（三富美代子） 市民の方へは使用料の適正化とこの消費税の関係を区別することなく料金改定がこのようになりましたというようなことでの周知をされるお考えでしょうか。

○委員長（杉山茂規） 行政経営監。

○行政経営監 先ほども申しましたが、適正化分と転嫁分はしっかりわかるようにしてお知らせするというふうに考えております。

- 委員長（杉山茂規） 三富委員。
- 委員（三富美代子） 6月議会で採択されなければあれなんですけど、6月議会で通りましたらその後いつごろを目安に市民の方に周知をされていくお考えなんでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 行政経営監。
- 行政経営監 出来るだけ早くということで、広報で言えば締切の時期もございますので少なくとも8月には広報等で示せるのかなと。それからホームページには即示せるのではないかというふうに考えております。
- 委員長（杉山茂規） 三富委員。
- 委員（三富美代子） 別のことになりますけれど、方針を読ませていただきますと、今後、サービスの内容ですとか事業に関することについての状況把握をしていきながら3年に一度の見直しを図っていくというふうに方針が示されておりますけれど、暫時休憩して下さい。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩いたします。
- 委員長（杉山茂規） 再開します。三富委員。
- 委員（三富美代子） 今回この適正化を進めるにあたって一つ一つの事業の内容の検証と言いますか、そういったことまで踏み込まれてされたんでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 行政経営監。
- 行政経営監 暫時休憩願います。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩いたします。
- 委員長（杉山茂規） 再開します。行政経営監。
- 行政経営監 基本的にはそのような考えで、内容についても当然考慮しながらやってきていると。もう一度お伝えしたいのは、ここで言う受益者負担、使った人が負担して下さいよ。で、そういったものを使ってない人も負担しているということを考えて、そういう公平性ということが大前提になりますので、その見直しをしているということでもあります。
- 委員長（杉山茂規） 再開します。三富委員。
- 委員（三富美代子） 休憩中にお話をさせていただいたんですけど、今回スタートした場合にですね、この料金体系でスタートした場合にこの方針だと3年に一回の見直しというふうに示されていますけれど、スタート時はいろんなことが想定できるので早めにそういった状況を把握をして見直しをしていくというようなことも今後考えられますでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 再開します。行政経営監。
- 行政経営監 勿論、やってそのままなくて、その後のフォローをしながら丁寧に進めて行くようになると思います。
- 委員長（杉山茂規） 三富委員。
- 委員（三富美代子） 最終判断は担当部局というようなお話があったんです

けれども、料金体系が新しくなってスタートした時に、出来れば1年ぐらいの短い期間の中で担当部局との連携をとってそういった見直しを検討していくというようなことはお考えの中にはありますか。

○委員長（杉山茂規） 行政経営監。

○行政経営監 勿論、そのままやりっぱなしでなくてフォローしながら様子を見ていくようになると思います。それをやって行くべきだと自分は思っております。

○委員長（杉山茂規） 他は如何ですか。土屋委員。

○委員（土屋秀明） 税率を8から10%に変えることで、国の方からは適正に転嫁しなさい、というように来ていると思うんですけど。逆に民間では便乗値上げはするなど、当然そういうようなところはあります。で、今回の税率のみ変更によって使用料を変えるものとそれ以外のものと勿論あるんですけど、それ以外の本来の使用料の見直しのところは、便乗値上げというようにところに捉えられないんでしょうか。市民側からすると。その辺のところはどのような検討をされたんでしょうか。

○委員長（杉山茂規） 行政経営監。

○行政経営監 過去にそのような話があったと聞いておりますので、今回はあくまでも受益者負担ということで、使用料の適正化という部分と消費税の部分は、何度も言いますが明確に分けています。ですから、そのようにならないと思っております。

○委員長（杉山茂規） 土屋委員。

○委員（土屋秀明） 国の方からの来ていると思うんですけど、消費税が上がったことについて適正に対応しなさいよということに加えて、先ほどのような、元々このタイミングで行うことに対しての便乗的な行為は慎むようにというように、国からは特になんていいますか。指導のようなものは。

○委員長（杉山茂規） 行政経営監。

○行政経営監 勿論国からはそのような便乗的なものはないよという通知は確か来ていると思いますが、今回は便乗ではなくて、前は便乗と言われたのは根拠もなしに上げちゃったよというようなことでしたので、今回はちゃんと根拠を、算出根拠を明確にしてあるというのが今までとは違うと思っております。

○委員長（杉山茂規） 他は如何でしょうか。浅田委員。

○委員（浅田基行） 資料の②から質疑してよろしいですか。基本的な考え方の1-2の図のところ、これは現時点だと思うんですが、この概念図の説明をもう一度お願いできますか。この図ですね。

○委員長（杉山茂規） 休憩中で良いですかね。

○委員（浅田基行） 休憩中で良いです。

○委員長（杉山茂規） 暫時休憩いたします。

- 委員長（杉山茂規） 再開します。浅田委員。
- 委員（浅田基行） 使用料と利用料があるかと思いますが、利用料の収入ってどこで表されているんですか。
- 委員長（杉山茂規） 行政経営監。
- 行政経営監 資料①の方をご覧ください。①の表面の2番の使用料と利用料の取扱いということで、指定管理者の場合ということで、指定管理者の場合は利用料というかたちで指定管理者の収入になるということでもあります。
- 委員（浅田基行） 暫時、休憩願います。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩いたします。
- 委員長（杉山茂規） 再開します。勝又委員。
- 委員（勝又豊） 配られた資料の6ページのⅡ—4性質別分類と負担割合ということで、100%から0%ということで、それぞれこういう場合はこうですよというようなものがあるんですけど、この辺というのは料金算定の中で含まれているんでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 行政経営監。
- 行政経営監 性質別分類のところは①の3の計算式 50%というのがここでいう受益者負担の割合に使われております。
- 委員長（杉山茂規） 勝又委員。
- 委員（勝又豊） 50%でもって他に30%とか100%とか、その辺の数字ってのは今回使われてないという考えでよろしいですか。
- 委員長（杉山茂規） 行政経営監。
- 行政経営監 今回のケースでは50%のみですが、他部では70%というものも1例あります。
- 委員長（杉山茂規） 勝又委員。
- 委員（勝又豊） 今回の東西公民館の中では使われてますでしょうか、
- 委員長（杉山茂規） 鈴木図書館長。
- 鈴木図書館長 東西公民館では50%の割合になっています。
- 委員長（杉山茂規） 勝又委員。
- 委員（勝又豊） 表の中で消費税引き上げ分のみっていうところと、そうでないところってあるんですけど、消費税引き上げ分のみの場合ってというのは、使用料基準額が低かったからということなんでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩いたします。
- 委員長（杉山茂規） 再開します。鈴木図書館長。
- 鈴木図書館長 はい、そのとおりでございます。
- 委員長（杉山茂規） 勝又委員。
- 委員（勝又豊） 具体的に会議室2のところ、午前のところは基準額があるんですけど、午後になると引上げのみというかたちで、同じ部屋なのに変わってくる理由っていうのを教えて下さい。



- 委員長（杉山茂規） 鈴木図書館長。
- 鈴木図書館長 暫時休憩願います。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩いたします。
- 委員長（杉山茂規） 再開します。鈴木図書館長。
- 鈴木図書館長 表の現行料金があるんですが、これに時間当たりの単価、時間と1平米当たりの原価単価と室面積を掛けてそれを50%にしたものが使用料基準額になります。ですので620円のところ、使用料基準額になりますと715円になります。また、確定限度額というのがあるんですけど、これは税抜きの金額が574円となりますが、これに方針の式を当てはめまして574円×1.4+50円、これで金額が出ます。で、比べたところ使用料基準額が安いので700円を端数処理してあります。それに10%の税を掛けたものが770円ということで、こちらの方を採用してあります。会議室2の午後につきましては、基準額を申し上げますとここに載ってありませんが、954円になります。で、現行料金が1030円になりますので、今回の基本方針で現行より基準額が低かった場合は現行料金をそのまま使うという方針になっておりますので、それを使いまして消費税分だけ引き上げるかたちで1050円になっています。
- 委員長（杉山茂規） 他はいかがでしょうか。岩井委員。
- 委員（岩井良枝） 使用料の適正化に関する基本方針というのが出されているわけですが、今の資料①、③ですね。使用料の基準額が現行料金よりも低かった場合は現行の料金に据え置くという文。考え方について伺います。
- 委員長（杉山茂規） 行政経営監。
- 行政経営監 先ほども申した通り基本的に稼働率を100%で算出しておりますので、実際のここではじかれる基準料金というのは、かなり低くなっております。ということで、今回は据え置きということで消費税のみと考えております。
- 委員長（杉山茂規） 岩井委員。
- 委員（岩井良枝） それを言ったらすべての部屋がそうになってしまうわけで、だから料金を低めに押さえているお話かもしれないんですが、それも踏まえて料金が出されていると思うんです。そうするとやっぱり料金を算出してみたら低かった。でも使う方にとってはそれをすべて100%に達しないからそこまで負担してということはちょっとあわないことになると思うんです。ですのでそのところを、どうなのかなと思います。すいません。これももしかして東西公民館の消費税引き上げ分のみのところの料金出していないんですが、基準額。それって今わかりますか。どれくらいの金額になっているか。
- 委員長（杉山茂規） 鈴木図書館長。
- 鈴木図書館長 東西公民館の夜間になりますが使用料基準額としては897円になります。会議室2の午後ですが954円、会議室夜間は715円、会議室3

午後 954 円、会議室 3 夜間 715 円、実習室夜間 883 円、和室 1 と 2 の午前は 421 円、午後は 561 円、夜間は 421 円、になります。

○委員長（杉山茂規） 岩井委員。

○委員（岩井良枝） かなりの金額が出てきてびっくりしているんですが、それでも現行で抑えて消費税転嫁するというので、市民の方は納得してもらえると思いますか。

○委員長（杉山茂規） 鈴木図書館長。

○鈴木図書館長 図書館では検討してまいりましたが、市の総合的な判断としてこの基本方針に沿って料金改定の対応をいたしました。

○委員長（杉山茂規） 岩井委員。

○委員（岩井良枝） 行政監にも伺いたいんですが、この金額はご存じでしたか。

○委員長（杉山茂規） 行政経営監。

○行政経営監 料金は知っております。

○委員長（杉山茂規） 岩井委員。

○委員（岩井良枝） 資料間①の表側のところなんです、すべて施設に関わる所を市民に 50%負担してもらおうと、この部分かなり良いのかなと思っている部分があります。でこれだけのものを転嫁しながらその料金がこれだけ違うということはやはり見直しをかけるべきと思いますがいかがですか。

○委員長（杉山茂規） 鈴木図書館長。

○鈴木図書館長 様々なご意見はあるかと思いますが先ほど申し上げましたとおり市の総合的な判断として基本方針に沿った対応でございます。

○委員長（杉山茂規） 岩井委員。

○委員（岩井良枝） 基本方針の 2 ページ目、1-4 について、先ほども三富委員の方から少しありましたが、使用料の見直しにあたっては利用者への事前周知を行うとともに説明責任を果たすように努めるという言葉があります。この利用者への事前周知というのはいつの段階のところを言っているのでしょうか。

○委員長（杉山茂規） 鈴木図書館長。

○鈴木図書館長 議案の方が可決していただきましたら速やかに広報媒体、また公民館の場合は高齢者の方が多いものですので、現場で掲示をしたり利用者の方に説明をしたいと思っています。

○委員長（杉山茂規） 岩井委員。

○委員（岩井良枝） それでは事前の周知にはならないですね。上げましたという報告になると思いますがその辺は如何ですか。

○委員長（杉山茂規） 鈴木図書館長。

○鈴木図書館長 公民館運営審議会が 5 月の末にございまして、そちらで今回

の使用料改定につきましてご説明しご意見を頂戴しました。そこで事前の周知がなされております。また平成 30 年度の審議会でもその旨を説明してございます。

- 委員長（杉山茂規） 岩井委員。
- 委員（岩井良枝） これは公民館だけでなくて利用料の適正化ということで、すので全体としてこの利用料の事前周知、これはどのようなかたちで、今まで行ってますか。
- 委員長（杉山茂規） 行政経営監。
- 行政経営監 暫時休憩願います。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。行政経営監。
- 行政経営監 特に具体的には表現をしておりませんが、行財政構造改革の中で使用料の適正化ということで昨年度から何回か報告していると思います。いずれにしても所管をしているところからの発信になろうかと思えます。
- 委員長（杉山茂規） 浅田委員。
- 委員（浅田基行） 資料②の 3 ページのところ、図のところ、真ん中の原価構成費目というところで、資料①で原価構成費目ということで指定管理、もう一つあるかと思いますが、3 ページに戻りまして公費負担と受益者負担という、所謂、今回、その下が使用料となってるかと思うんですが、今日の資料①で教えて頂いた項目でどれが公費負担で、どれが受益負担というのか、原価構成費目の中に二つ分かれていますね。そういうことではないですか。
- 委員長（杉山茂規） 行政経営監。
- 行政経営監 先ほど勝又委員からありましたように、6 ページの性質別分類と負担割合のところになろうかと思えます。
- 委員長（杉山茂規） 他は如何でしょうか。土屋委員。
- 委員（土屋秀明） 先ほど来、出ている使用料の基準額が現行料金より低い場合、そのために引上げのみと言う表現ですけど、それに対しての理由は市の基本方針でも非常に判りにくいですね。議員として理解できるような説明をしてくれないと。休憩して下さい。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。土屋委員。
- 委員（土屋秀明） 料金改定のパターンにありますように、第 3 案、基準額が現行料金より低いからそのまま消費税のみの引上げを反映するということは逆に言うとそのパターンに入るところは使用料金を、元の部分を適正化するという考え方からすると低くしなければならないというふうに考えられますからそれに至った市の説明をもっと別の説明で判り易い説明をしてほしいということです。
- 委員長（杉山茂規） 行政経営監。

- 行政経営監 判り易いというか、基本的には説明の中で言いましたが稼働率  
がかなり元々低いという前提もありまして、今回の適正化の中では現行のま  
まいきたいというふうに考えております。併せてあくまでも使っていない人、  
非受益者というか、のほうの立場からすると少しでもという意味もあります  
ので今回の本来の目的は受益者負担ということのなかで進めてきたという  
ことで。以上です。
- 委員長（杉山茂規） 勝又委員。
- 委員（勝又豊） 実習室についてですけれども、実習室は激変緩和措置が使  
われて金額が算定されているかと思うんですけど、この金額が現行料金と最  
終金額の倍率をみますと午前部で 1.5 倍で、午後の部ですと 1.45 倍とい  
うことで消費税込の倍率ですけれども、この倍率が今回激変緩和措置とい  
うことでこの倍率になっているかと思うんですけど、ちょっとあまりにも値上がり  
が多いんじゃないかと、で急にこの金額にもっていくというのがどうかなと  
思うんですけど、どうでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 鈴木図書館長。
- 鈴木図書館長 金額では多く見えますが、実習室の面積が、例えば会議室が  
51 m<sup>2</sup>でございます。実習室が 63 m<sup>2</sup>であります。午後につきましては 4 時間  
になります。そういった兼ね合いで金額がおおくなっているという一面もご  
ざいます。委員の言われた 1.4 とか 1.5 につきましては基本方針でそのよ  
うになっておりましたのでそちらを準用したということでございます。
- 委員長（杉山茂規） 勝又委員。
- 委員（勝又豊） 激変緩和措置の倍率というのは 1.5 倍から 1.2 倍とい  
うこの倍率で、要は、50%、最大で 50%で上がるという設定というのは、それ自  
体が激変緩和措置になってないんじゃないかと思われるんですけど、最終的  
にはそこに行くとしても今回は消費税も含まれているということで 2 段階  
に分けるとかそういうふうな考え方はないんでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。行政経営監。
- 行政経営監 この改定限度額につきましては、他市の事例を参考に決めてお  
ります。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。行政経営監。
- 行政経営監 段階的にということも考えられたかもしれませんが、他市でも  
このようなかたちでやってきたという事例がありますので段階を踏まずにこ  
の倍率で上限金額を算出しております。
- 委員長（杉山茂規） 勝又委員。
- 委員（勝又豊） 他市での状況を把握しているということなんですけど、他  
市では市民は納得しているか、どこの市か具体的にはまずいですか。

- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。行政経営監付主任。
- 行政経営監付主任 考え方としては富士市の考え方を参考にさせてい  
ます。富士市の考えはホームページに挙がっているものでそれをそのまま参考  
にして使わせていただきました。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。行政経営監付主任。
- 行政経営監付主任 具体的に市民が納得されていたかというところまでは聞  
いてはおりません。
- 委員長（杉山茂規） 他は如何でしょうか。岩井委員。
- 委員（岩井良枝） 資料①から伺います。原価の考え方のところで、総コス  
トなんですが上と下の表は同じ大きさになっているんですけど、これは同じ  
大きさで間違いはないですか。金額的に。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。行政経営監。
- 行政経営監 気本的には先ほど指定管理を決める場合のところで、効果的、  
効率的ということなんで、この絵でいくと同じようになってますが厳密的に  
はもうちょっと指定管理の場合は下がっているものだと思っています。運営  
費が下がっている。
- 委員長（杉山茂規） 岩井委員。
- 委員（岩井良枝） 運営費が下がっているということで良いですか。わかり  
ました。そうしますと、それにしても1の場合には、直営の場合には皆さん  
に負担をして頂く金額が借地料のところまでですが、裾野市の場合は指定管  
理になっている施設が多いので、そこに指定管理料ものつかってくるとな  
ると受益者負担の部分というのは直営に比べて増えているで間違いはないで  
すか。
- 委員長（杉山茂規） 行政経営監。
- 行政経営監 上のイメージと比べると、物件費の中に指定管理者が行う、何  
て言うんですか。運営の中で光熱費とか施設の小修理ですとかでいる消耗品  
とかで含まれて来るんで、この中に入ってくるということで上乘せではなく  
て、中に入るという考え方です。
- 委員長（杉山茂規） 岩井委員。
- 委員（岩井良枝） ~~現在は受益者負担が無い状態で指定管理料を設定してい  
ますよね。今年度。つまり指定管理料の中に人件費まで含まれて今年度は設  
定をしておられますよね。下に書いてあることで良いんだと思いますけど、  
それで、そうしますと例えば受益者負担をしてもらうときのその契約そのま  
までいきながら利用料は増えて、その中に人件費も別に含まれているという  
ことになるんだと思うんですけど、その辺のところというのは、ごめんなさ~~

~~い。私の言ってること判りませんよね。ごめんなさい。今のもの取り消してください。それでは人件費について伺います。直営の場合ですよね。市職員となってまして受付、許可、使用料徴収、この市の職員という考え方なんです、この方はこの業務をするだけのために雇われてそこから給料を得ているという方のことという判断でよろしいですか。~~

○委員長（杉山茂規） 行政経営監。

○行政経営監 基本的にはその施設運営をしていく全ての業務に関しての雇われてる市の職員だと思っています。

○委員長（杉山茂規） 岩井委員。

○委員（岩井良枝） お聞きしたいのは、市の方から公務員として給料が出ている方ですかということです。

○委員長（杉山茂規） 行政経営監。

○行政経営監 先ほども説明しましたが、この施設がなければ発生しない費用です。判りますか。

○委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。

○委員長（杉山茂規） 再開いたします。岩井委員。

○委員（岩井良枝） 市の職員さんは公務員であってそれをたとえこの施設に、その時には勤務をされているにしても、やはりこの間質疑の中にもあったと思うんですけど、それを市民の方から徴収をするというのは二重になるんじゃないですか、この間質疑をされていましたが、その辺どうなんですか。

○委員長（杉山茂規） 行政経営監。

○行政経営監 表現が判りにくかったかと思いますが、何度も言いますように施設があるから職員がその分いるということで当然それは公費で払われていると。今回使用料として払っていただくのは確かにそういったものを含めて負担していただく受益者負担として負担して頂くんですが、それは2の所で言っているように使用料は歳入として戻ってくるということなんで、単純に上乘せではないということです。直営の場合は使用量は歳入で戻ってくる。戻してもらおうような考え方です。決算書等を見て頂ければそのようになっております。

○委員長（杉山茂規） 岩井委員。

○委員（岩井良枝） ~~今聞いているのは上の表のところの事務経費について伺ってますので、例えば指定管理者がその施設の受付や使用料の徴収などする仕事に専属で当たっている方については、まあ、今は指定管理料として払ってもらっていて、それでそれが乗っかっているのは指定管理料の中に入りますよということですからわかるんですが、その上の、市の職員さんが受付許可、この施設で働いている場合にそれを市民に転嫁をしいいんですかと~~言うことですか。

○行政経営監 暫時休憩願います。

- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。岩井議員の質疑を取り消します。他は如何でしょうか。
- （「なし」の声あり。）
- 委員長（杉山茂規） 委員の質疑を終わります。委員外議員の質疑をお受けいたします。中村議員。
- 委員外議員（中村純也） 激変緩和の措置が施されているところがありますが、これはいつまででしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。鈴木図書館長。
- 鈴木図書館長 基本方針に3年後に見直すということがありますので、その時に見直しがあれば対応することになると思います。
- 委員長（杉山茂規） 中村議員。
- 委員外議員（中村純也） それは附則の2の中に含まれているのでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。鈴木図書館長。
- 鈴木図書館長 附則の2の経過措置には入っておりません。
- 委員長（杉山茂規） 中村議員。
- 委員外議員（中村純也） 先ほどの激変緩和を附則に入れる必要はないと判断しているのはなぜでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。鈴木図書館長。
- 鈴木図書館長 激変措置等を行って見直したものがそのようになっています。
- 委員長（杉山茂規） 中村議員。
- 委員外議員（中村純也） そこはそうだと思うんですけど、3年後に値上がりする可能性はあるんですよね。もう一回確認です。
- 委員長（杉山茂規） 鈴木図書館長。
- 鈴木図書館長 市の方針に従うのが現時点の見解です。
- 委員長（杉山茂規） 他は如何でしょうか。小林議員。
- 委員外議員（小林俊） 夜間とか和室とかを下げないということは適正化の基本的な考え方に反するのですよね。ということは違う考え方を適用している、そのことが市民にどうやってわかるように説明できると思います。
- 委員長（杉山茂規） 行政経営監。
- 行政経営監 先ほど来から説明しているところしかないんで今のところ、ちょっとそれ以上は。
- 委員長（杉山茂規） 小林議員。
- 委員外議員（小林俊） 結局ね、お願いするしかないことになるんですよね。で、お金がないから下げないでやらせてくれということを言わないと、要は

行政の誠実さの問題になってくると思うんですよ。だからそのところをちゃんとやってもらいたいと思うんだけど。これを通そうと思うんだったら。どうですかね。

○委員長（杉山茂規） 行政経営監。

○行政経営監 議員のご指摘どおり受益者の方をお願いするしかないと思います。ただし、公共施設について大分課題、問題を抱えていますので、そういう意味でご理解を戴けるように市としてお願いするしかないかなと思っています。以上です。

○委員長（杉山茂規） 賀茂議員。

○委員外議員（賀茂博美） 委員の質疑の中で確認できたかどうか判らなかったのもう一回お聞きするんですが、資料④-1に金額が書いてありますが、例えば会議室の午前の3時間の620円と夜間の3時間の1,440円、同じ広さ同じ時間で料金が午前の場合と夜間の場合の格差は方針の中では何を見ればよろしいんですか。

○委員長（杉山茂規） 鈴木図書館長。

○鈴木図書館長 方針には午前と夜間のものについて記述はないと思います。もともとこの金額にどうして差があるかというところかと思いますが、東西公民館の料金設定をした時に近隣と、また文化センター等を参考にしてなつたと聞いておりますので、このような料金設定がされておりました。

○委員長（杉山茂規） 賀茂議員。

○委員外議員（賀茂博美） 使われ方等は同じなかで、格差があるのはちょっと違和感を感じるんですが、勿論、他の施設も高いんですけど、そこを同じにしていこうとかそういう考え方は特に考えていらっしゃらなかったんですか。

○委員長（杉山茂規） 鈴木図書館長。

○鈴木図書館長 特に考えていませんでした。

○委員長（杉山茂規） 勝又利裕議員。

○委員外議員（勝又利裕） 確認です。休憩して下さい。

○委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。

○委員長（杉山茂規） 再開いたします。井出議員。

○委員外議員（井出悟） 資料④-1なんですけども、先ほど説明があったように改定パターンで③になっているやつですね。引上げのみのやつなんですけども、使用料の基準額を見ると先ほどの説明のようになるんですが、方針の中で言う50%で負担するものになるので、これは50%以上を受益者が負担する考え方で良いんですか。先ほどの説明からすると。基準額は50%なのでそれ以上負担しているということで良いんですよね。③の部分は。

○委員長（杉山茂規） 鈴木図書館長。

○鈴木図書館長 暫時休憩を。



- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。鈴木図書館長。
- 鈴木図書館長 はい。そういうことでございます。
- 委員長（杉山茂規） 井出議員。
- 委員外議員（井出悟） 本来ここは消費税の部分をつけてはいけないところ  
だと思っんですよね。既にユーザーさんから50%以上貰っているのに、何で  
今回この部分について消費税を更に上乗せしたか、考え方を聞きます。
- 委員長（杉山茂規） 鈴木図書館長。
- 鈴木図書館長 図書館としましては先ほど来と同じ答弁になってしまいま  
すが、基本方針に準じてこれを適用させていただきました。
- 委員長（杉山茂規） 井出議員。
- 委員外議員（井出悟） 資料①でご説明頂いた裏面の4ですけど、使用基準  
額が現行より低い計算の時には今回下げてないんだけど、これに基づく  
と今後も下がらないということですよ。3のところではこれらが下がっても  
現行料金を優先されるので下がらないという考え方で良いということす  
ね。
- 委員長（杉山茂規） 行政経営監。
- 行政経営監 今回の場合は③のパターンがありますが、3年後の見直しの時  
には、先ほども3年を待たずして、これがある意味適正でなければ下がる可  
能性もあるし、それと基本方針で言ってますコストを下げるという部分も頑  
張っているということからするとそれによっては、場合によっては下がる可  
能性があるのではないかと自分は思っています。
- 委員長（杉山茂規） 井出議員。
- 委員外議員（井出悟） 基本方針を見直しすることについてはどこに書かれ  
ていましたっけ。みつからないんだけど、使用料の見直しは書かれてい  
るんだけど、基本方針の見直しについてはどこに記載していますか。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。行政経営監。
- 行政経営監 2ページの使用料の見直しというところで、ここには明確に書  
いてはありますが基本方針をこの中で3年毎に見直しをしていくよう  
になると考えております。
- 委員長（杉山茂規） 井出議員。
- 委員外議員（井出悟） 見解はわかりました。38号議案の料金設定の中で市  
民と市民以外のものが設定されていない考え方の部分をお聞かせ下さい。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。鈴木図書館長
- 鈴木図書館長 現在、公民館の社会教育法の趣旨に則って公民館があるんで  
すが、その中に市内、市外と言うものが載っておりませんので、それを今こ

のまま使っているところでございます。

○委員長（杉山茂規） 井出議員。

○委員外議員（井出悟） 行政経営監にお伺いします。基本方針の3ページで使用料の考え方が載ってますけれど、公費負担という部分はあくまでも、受益者と受益者以外のは市民と市民、同じ市民のことを言っていると思うんですけど、その部分についてどう徹底がされていますか。今回の料金設定にあたって。

○委員長（杉山茂規） 行政経営監。

○行政経営監 冒頭で説明していますように、使っている人、使っていない人、受益者ということで、そこらへの公平性を保ちたいということで設定しております。

○委員長（杉山茂規） 井出議員。

○委員外議員（井出悟） 3ページめの公費負担の部分は受益者と受益者以外のものの税金が充てられているので、市民の中では判るんですけど、市民以外のものはそもそもこの公費負担をされてないので、その部分をどういうふうに議論されて徹底されたかもう一度お願いします。

○委員長（杉山茂規） 行政経営監。

○行政経営監 その部分については質疑でもお答えしたとおり、今回入れておりませんので今後の課題として取り組んでいくべきものというふうに認識しております。

○委員長（杉山茂規） 岡本議員。

○委員外議員（岡本和枝） 公民館の利用実績では年間3,000人の減と確か出ているんですね。今回の受益者負担の考え方の中で引き上げることによってそのような使わなくなる人が増えているというような、このことについての、設定をするときに考えられた、この件について考えられたことはありますか。減っているということについて。

○委員長（杉山茂規） 鈴木図書館長

○鈴木図書館長 有料化になったことで減っているという認識はありますが、29年度、30年度の利用はほぼ同じような数字になっておりますので、今回引上げになったことを利用者に丁寧に説明して引き続き使っていただくということになりました。

○委員長（杉山茂規） 岡本議員。

○委員外議員（岡本和枝） 実際に戻っているという数字があるのかもしれませんが、実際に使わなくなってしまったという方もたくさんいらっしゃると思います。その中で稼働率を上げて行こうということと引上げの関係のところの論議は具体的にされましたか。

○委員長（杉山茂規） 鈴木図書館長

○鈴木図書館長 暫時休憩願います。

- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。鈴木図書館長
- 鈴木図書館長 公民館運営審議会や利用者に声を聞きまして丁寧に今回の方針に基づいて上がったことを説明して利用者の利用促進に繋げていきたいと思えます。
- 委員長（杉山茂規） 岡本議員。
- 委員外議員（岡本和枝） 同様施設の三島は無料になってますけれど、このことについてはどのようなお考えでしょうか。無料であることに対して。
- 委員長（杉山茂規） 鈴木図書館長
- 鈴木図書館長 三島は4つの公民館がございます。設立目的も同じようなものかと思いますが使用料の方がそもそも設けてないというふうに思えますので、参考にさせていただきました。
- 委員長（杉山茂規） 以上で委員外議員の質疑を終了いたします。以上で第38号議案に関する質疑を終わります。以上で鈴木図書館の質疑を終わります。休憩いたします。

11時57分 休憩

13時14分 再開

## 生涯学習課の審査（第 49 号）

○委員長（杉山茂規） 再開いたします。次に生涯学習課の審査を行います。

第 49 号議案の内の関係部分及び第 39 号議案から第 43 号議案の審査になります。はじめに第 49 号議案の内の関係部分の審査を行います。生涯学習課長の説明を求めます。生涯学習課長。

（生涯学習課長の説明）

○委員長（杉山茂規） 説明は終わりました。質疑はありませんか。浅田委員。

○委員（浅田基行） 今回の取組みの事業ということで、スポーツ庁から運動スポーツ習慣化の促進事業補助金ということで、使われるということで、先ほどご説明いただいたとおり講習が、ヨガとかボクシングとか色々な授業をさせていただくということなのですが、確認です。今既に市民体育館の方ではそういった女性向けでエアロビクスとかヨガとかたちをやられてるんですけど、それとは別なの。先ほど言った高齢者のことなんですけど。既に実施されているものとは別の事業で何かやるということなんですしょうか。

○委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。

○生涯学習課長 おっしゃるとおり別の教室として行うこととございます。

○委員長（杉山茂規） 浅田委員。

○委員（浅田基行） それは指定管理で現在やっていただいている市単独で、市が別にやるということによろしいですか。

○委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。

○生涯学習課長 おっしゃるとおり市のほうで行わせていただきます。

○委員長（杉山茂規） 浅田委員。

○委員（浅田基行） 報償金の 130 万 9 千円というのは、今言った講師が単独で設定するための費用ということの良いですか。

○委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。

○生涯学習課長 おっしゃるとおりでございます。

○委員長（杉山茂規） 浅田委員。

○委員（浅田基行） そうしますと、13 の委託料で受講者アンケートの調査委託の 50 万円計上しておりますけれど、この内容はどの様なアンケート調査の委託なんですしょうか。

○委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。

○生涯学習課長 受講者向けにアンケートを実施しまして、集計、分析まで考えてございます。こちらは委託と言うかたちで考えておりますので、委託先につきまちは実行委員会のメンバーになります、おそらく指定管理者というかたちになるんじゃないかと思いますが、ここは予定でございます。

○委員長（杉山茂規） 浅田委員。

○委員（浅田基行） 指定管理者の方でやっていただくというかたちだと思うんですけど、アンケートというのは、内容みたいなものは決まっているんで

しょうか。

- 委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長 今後実行委員会でもって揉んでいきたいと考えております。
- 委員長（杉山茂規） 浅田委員。
- 委員（浅田基行） 先ほどスポーツ庁のスポーツ習慣化の促進事業補助というところの、国が、スポーツ庁があげているというエリアでいきますと、若者であるとか働いている方とか年齢ごとでスポーツをとにかく習慣化しようという、国を挙げての取組みだと思えますけど、なぜ裾野市と言いますか、今回高齢者と女性だけにしたのか理由があるんでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長 メインのターゲットとして高齢者及び女性というところでございまして、それ以外の方がお受けになることも想定はしております。休憩で。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。生涯学習課長。
- 生涯学習課長 裾野市の市民意識調査の方の結果から二つのターゲットを取らしていただいております。
- 委員長（杉山茂規） 浅田委員。
- 委員（浅田基行） 現在裾野市は先ほど言いました子ども、若者、ビジネスパーソン、今おっしゃられた女性と高齢者という分かれの中で裾野市がスポーツ実施率というところでいきますと、今言う年代層と言っているのかな、弱いところはやはり女性、高齢者でビジネスパーソンと子ども若者という部分というのはそんなに全国的に低くないことですか。
- 委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長 子どもについては高いですね。学校でスポーツをやっています。ビジネスパーソンにつきましては裾野市としてはそれほど低い数字ではないかなというふうに思っております。休憩を。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。浅田委員。
- 委員（浅田基行） 先ほど市が単独で市が別で行うというお話がありましたけども、市民に対してはどのような PR をして、この行事を活性させる予定にしているんでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長 市民に対しては、暫時休憩願います。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。生涯学習課長。
- 生涯学習課長 印刷費の方にも織り込んであるんですが、チラシを作成いたしまして織り込みになるかポスティングになるかこれから調整なんですけ

ど、そんなところも考えてます。あとは通常行っております報道提供、それから広報紙、それからウェブでの発信というところを考えています。

- 委員長（杉山茂規） 勝又委員。
- 委員（勝又豊） 委託料というのはどういったものになりますか。
- 委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長 委託料につきましては、アンケート調査の部分になります。
- 委員長（杉山茂規） 勝又委員。
- 委員（勝又豊） この事業と言うのは今回初めてということで、来年度とか継続性のあるものなんですか。それとも今年度限りのものでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長 スポーツ庁の事業としてはまずは今回単年度ですけれども、来年度につきましては状況を見ながら決めさせていただきたいかなというところがございます。
- 委員長（杉山茂規） 他は如何でしょうか。土屋委員。
- 委員（土屋秀明） 資料の方にオリンピックの開催のことが入っているんですけど、気運醸成のために講座だけでまた別の手法は考えないんですか。機運を盛り上げる方法は。
- 委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長 気運醸成と言う部分、生涯学習課が関わる部分といたしましては生涯学習課で所管しております各イベントにつきましてもオリンピックの冠を付けさせて戴くことを予定しております。
- 委員長（杉山茂規） 土屋委員。
- 委員（土屋秀明） この国の補助事業はオリンピックに関連する市町がこの事業を選択できるのではなくて、一般的なものとしてということですか。
- 委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長 スポーツ庁の事業としましては直接オリンピックと関わりがあるのではなく、あくまでもスポーツによる地域活性化というふうなところでございます。
- 委員長（杉山茂規） 土屋委員。
- 委員（土屋秀明） 20 ページに雑入 12 万 3 千円を見込んでますけれども、これは参加者、あるいは回数等でしょうけれども、数字の基礎を教えてくださいませんか。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。生涯学習課長。
- 生涯学習課長 具体的には参加者の保険料に充当する部分でございます。それぞれ高齢者向けと女性向けの 40 人ずつで計算しておりますが、高齢者向けが 1,200 円、女性向けの方が 1,850 円という単価で計算してございます。年齢層で保険の単価が違うものですからこのような試算をしております。

- 委員長（杉山茂規） 他は如何でしょうか。岩井委員。
- 委員（岩井良枝） 実行委員会というお話が出ていたんですけれども、それはどういうふうに作られるんですか。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。生涯学習課長。
- 生涯学習課長 行政の方が生涯学習課と健康推進課が入りまして、あとはスポーツ団体、それから社会福祉協議会、老人クラブさんなんかも声を掛けたいと思っております。
- 委員長（杉山茂規） 岩井委員。
- 委員（岩井良枝） 実行委員会がこれからどういうかたちで活動をしていくのかというところは具体的になっていますか。
- 委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長 補正の方を通させていただきましたら来月にでもまず第1回の実行委員会を開きたいと思っておりますが、内容としましては私どもが考えております事業の方をお示し戴いて具体的なプログラムの中身につきまして皆さんにお諮りしてからというかたちになるかと思えます。
- 委員長（杉山茂規） 岩井委員。
- 委員（岩井良枝） 参加の方ですが保険が40人、40人ということで、その程度の参加者で見込んでいるということで良いのでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長 はい、おっしゃるとおりでございます。
- 委員長（杉山茂規） 岩井委員。
- 委員（岩井良枝） 先ほど沢山の講座名をそれぞれにおっしゃってんですが、それは同じメンバーの方が全てに参加するというような講座になるのでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長 今私どもで考えていますのは、二つのコース、高齢者コースと女性向けコースで、高齢者が12回、女性が13回それぞれ行いますが、それぞれ40人ずつ募集を掛けまして通して受けて貰いたいということで考えております。休憩を。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。三富委員。
- 委員（三富美代子） 受講者に対してのアンケート調査を行うということを決めた理由は何でしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長 成果をはかる手法としてなっております。
- 委員長（杉山茂規） 三富委員。
- 委員（三富美代子） スポーツ庁の方からそういったことの、示されたことがありますか。

- 委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長 行ってもらいたいという推奨項目でございます。
- 委員長（杉山茂規） 他は如何でしょうか。岩井委員。
- 委員（岩井良枝） 今の件です。一番参加して80人の方なんですが、一回一回アンケートを行うわけではなくて講座が終了の時点でアンケートを取ることの良いんですか。
- 委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長 今のところ想定ではそのように考えております。
- 委員長（杉山茂規） 他は如何でしょうか。岩井委員。
- 委員（岩井良枝） そうしますとこの50万円というのは妥当な金額ですか。
- 委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長 先ほど申し上げたとおり集計して分析まで含めた金額を考えておりますので、見積もり段階では50万円という数字になってございます。
- 委員長（杉山茂規） 岩井委員。
- 委員（岩井良枝） 先ほど指定管理者の方にとということでしたが、その指定管理者ってというのはもう見積もりを出していただいているというのはもう決まっていることでよろしいんですか。
- 委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長 先ほど言いすぎた部分もあるかとおもいますが、指定管理者に決まっているのではなく、見積もりを貰っているのが指定管理者から貰っておりまして、実際にアンケートを委託するのが指定管理者になるか決まっていなです。
- 委員長（杉山茂規） 岩井委員。
- 委員（岩井良枝） 報償費をもう一回伺います。講師の報酬は何人の方にとという見通しは立っているんでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。生涯学習課長。
- 生涯学習課長 延べで32人になります。休憩を。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。岩井委員。
- 委員（岩井良枝） 会場はどこどこを使っていくのは判りますでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長 おそらく運動公園と体育館がメインになると思っております。
- 委員長（杉山茂規） 岩井委員。
- 委員（岩井良枝） その際には使用料はお支払いをして使っていくということになるわけですね。
- 委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長 使用料につきましてはちょっと協議というかたちになるかと



思います。

○委員長（杉山茂規） 他は如何でしょうか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 以上で委員の質疑を終わります。次に分科会外委員の質疑をお受けいたします。中村委員。

○分科会外委員（中村純也） 習慣化の講座なんですけど、オリンピックとの関係が全然判らなかつたんですけど、何ですかね。

○委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。

○生涯学習課長 先ほど委員の質問にもお答えしましたとおり、直接スポーツ庁のこの事業につきましてはオリンピックとオリンピックに絡めなければいけないというものではございません。今回裾野市が自転車のロードレースのコースになっているというところからスポーツ事業を重点的に行っていたいという中でこの事業がありましたので今回この段階で手を挙げさせていただくというふうなところでございます。

○委員長（杉山茂規） 中村委員。

○分科会外委員（中村純也） そうじゃなくて、概要にもありますけど、オリンピックパラリンピックに関する取組みなんで何かここと合体させないんですか。そこが判ってないですよということを言ってます。

○委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。

○生涯学習課長 休憩を。

○委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。

○委員長（杉山茂規） 再開いたします。生涯学習課長。

○生涯学習課長 こちら、これからスポーツ庁の方とそれからオリンピックの組織委員会の方にも確認を取らなければいけないんですが、出来ましたらオリンピックの公認を取ってオリンピックの冠をつけてオリンピックの機運醸成というふうなかたちに出来るような、中身についてはこれからなんですけれども、そんなかたちで出来れば良いなと考えております。

○委員長（杉山茂規） 中村委員。

○分科会外委員（中村純也） ということは、それが出来なかつたら気運醸成にはつながらないということで良いですかね。

○委員長（杉山茂規） 教育部長。

○教育部長 冒頭、裾野市内にサイクリング、男子のロードレースが来るということで、自転車競技が一つキーワードになっています。市内にも富士山裾野自転車クラブさんというのがありますけれど、こちらの方の協力を頂きながら自転車、女性向けプログラムの中に一つ自転車というのが項目として載せてありますけども、身近なところからこの自転車競技を、競技までいかないんですけどサイクリング、自転車に親しんでいただいてそれも一つの運動の要素の取り入れてもらう。そういう部分の取組みが地元の自転車クラブさん

と連携をしながらやっていくと、そういう部分で徐々に市民向けに自転車というものが広がっていけばということも考えています。で、近隣の自治体でも併せて一緒に取組みをしている部分もあるようですけれど、自転車文化としてレガシーに繋げていけたら良いなど、そういうような構想も奥には秘めているところであります。

- 委員長（杉山茂規） 中村委員。
- 分科会外委員（中村純也） 判らなかつたですけれども、オリンピックと言ったからにはしっかりそこら辺は頭から外さないで進めていただきたいですし、その部分をよりPRしていくようお願いしたいと思います。
- 委員長（杉山茂規） 他は如何でしょうか。増田委員。
- 分科会外委員（増田祐二） アンケートを取る目的があるのか、無いのかを教えてください。
- 委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長 ちょっと休憩で。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。生涯学習課長。
- 生涯学習課長 無ければいけないと考えております。
- 委員長（杉山茂規） 増田委員。
- 分科会外委員（増田祐二） それはなぜですか。
- 委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長 先ほど委員にお答えしましたとおり、スポーツ庁の方でアンケートをしてくださいというふうなところもありますし、私どもとしましてもアンケート結果でもってこのプログラムを実施したことにより効果がどれくらいあったかというところが拾えるだろうと見込んでいます。
- 分科会外委員（増田祐二） 休憩をお願いして良いですか。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。増田委員。
- 分科会外委員（増田祐二） アンケートの内製化についての検討はありましたか。
- 委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長 内製化についての検討もいたしました。
- 委員長（杉山茂規） 増田委員。
- 分科会外委員（増田祐二） 検討をしたけれど理由があつて、あつた場合はその理由をお願いします。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。生涯学習課長。
- 生涯学習課長 運動スポーツ診断士等の資格を持った方の専門的な意見を聞きたいこともございましたので、委託というかたちでございまして。休憩を。

- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。勝又委員。
- 委員（勝又利裕） 補正で出てくる理由は。当初予算でないのは。
- 委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長 予算策定の段階ではこの件を行う予定はございませんでした。スポーツ庁の当事業の募集自体が本年3月でございました。その段階で手を挙げようかと言う話が出てきたものですから、当初予算には間に合いませんでした。
- 委員長（杉山茂規） 勝又委員。
- 委員（勝又利裕） 来年度以降どうするかと言う話で、来年はまだ考えてないという話ですけど、分科会外委員の話でもあったオリンピックと絡めてスポーツに親しむという二本立てだったんだろうけど、折角やることだから当然来年再来年という計画の中でやっていく考えはないですか。
- 委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長 スポーツ庁の補助金を貰うというかたちになりますとあくまで単年度事業でございますので、先ほどのようなお答えをさせていただきました。私どもといたしましては来年度以降も同様のスポーツ習慣化につながるような事業は行っていく必要はあるだろうというふうに考えております。ただ来年度もスポーツ庁の事業で行えるかどうかは今のところは来年のところはちょっとわからないものですからそういうお答えをさせていただきました。
- 委員長（杉山茂規） 以上で分科会外委員の質疑を終了いたします。以上で第49号議案の内の関係部分に関する質疑を終わります。これより、第49号議案の内の関係部分について意見を伺います。意見はありませんか。  
（「なし」の声あり。）
- 委員長（杉山茂規） 分科会外委員の意見はありませんか。  
（「なし」の声あり。）
- 委員長（杉山茂規） 以上で第49号議案の内の関係部分に関する意見を終わります。暫時休憩いたします。

13時49分 休憩

13時53分 再開

## 生涯学習課の審査（第 39 号～第 43 号、）

○委員長（杉山茂規） 再開いたします。次に第 39 号議案から第 43 号議案の審査になります。本 5 議案は関連がありますので、一括で説明、質疑を行います。生涯学習課長の説明を求めます。

（生涯学習課長の説明）

○委員長（杉山茂規） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。勝又委員。

○委員（勝又豊） 生涯学習センターのホールに無料で貸し出している部屋があるということですが、今回はそこは算定に入っているのでしょうか。

○委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。

○生涯学習課長 無料で現在貸出していますのは談話室ですが、談話室につきましては引き続き無料で貸出いたします。

○委員長（杉山茂規） 勝又委員。

○委員（勝又豊） その理由は。

○委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。

○生涯学習課長 元々市民の方にご自由に使っていただきたいという部屋で設定していますので、今回の改定の中でも料金を取るという考えはいたしませんでした。

○委員長（杉山茂規） 勝又委員。

○委員（勝又豊） 今回使っている人から払ってもらうという趣旨からするとちょっと矛盾が発生しないでしょうか。

○委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。

○生涯学習課長 談話室につきましては言ってみれば市民の方がミーティングなんかを自由に出来るようなスペースになってるんですけど、もともと予約等も一切していない、空いていればどうぞご自由にお使い下さいというふうな使い方をしておるものですから料金を設定するのが馴染まないというふうに判断しております。

○委員長（杉山茂規） 他は如何でしょうか。岩井委員。

○委員（岩井良枝） すべての施設において消費税引き上げ分のみのところの基準額ですね。基準額を教えてください。

○委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。

（休憩中に基準額の説明あり。）

○委員長（杉山茂規） 再開いたします。質疑はありますか。浅田委員。

○委員（浅田基行） 学習センターのパソコン室って学びの森で使用されてるんですけど、それってパソコン室の料金が載ってるんですが、どういう扱い、どうなるのでしょうか。

○委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。

○委員長（杉山茂規） 再開いたします。教育部長。

- 教育部長 生涯学習センターを学びの森として使っているエリアですけれども、そこは引き続き学びの森として使っていく予定であります。
- 委員長（杉山茂規） 浅田委員。
- 委員（浅田基行） そうしますと料金設定は表されているんですが、その辺の支払いどうのこうのっていう何か線引きみたいなことはやられるんですか。
- 委員長（杉山茂規） 教育部長。
- 教育部長 学びの森を設置する際にいくつか候補地の方を探したんですけれど、その中で最終的に当時の学習センターのパソコン室として位置づけられた部屋を使ったという経緯がありあます。パソコン室としての利用がほぼ無かったというか非常に使用率が低かったという部分もありましてその部屋を使っているということです。
- 委員長（杉山茂規） 浅田委員。
- 委員（浅田基行） 今回適正と言う中で、料金改定があった場合に何か苦情じゃないんですけど、そういう問題が起きないかというこれは心配です。この機に別の場所を考えた方が良くないかと思ってるんですけど。
- 委員長（杉山茂規） 教育部長。
- 教育部長 当初考えていた利用目的でまったく使用が無かったものですから、その場所を今後どうしようかって考えていた部分と、学びの森、教職員の能力の向上のためにあとは地域の方の相談業務にのる場所で、多くの人を訪れる場所ということで場所を探していて、稼働率の低い部屋、その有効活用の一環として学びの森をあそこに持って行ったというような経緯があるんです。で、今後についても料金的にはこの料金表の中でパソコン室として金額の設定がありますが、そこは一般貸出をする予定はございません。
- 委員長（杉山茂規） 浅田委員。
- 委員（浅田基行） 解放する予定がないのであれば料金設定から外しておいた方が良いのではと思いますが。如何ですか。
- 委員長（杉山茂規） 教育部長。
- 教育部長 文化センターの完璧に使ってない部屋の部分の場合には暗室のようなかたち、暗室という項目は廃止してありますけれど、この部分に関してはまたより良い場所があればという、今の時点では学びの森はそこが適地ということで運営しているという状況です。
- 委員長（杉山茂規） 浅田委員。
- 委員（浅田基行） 要は市民に使っていただくのなら市民用で解放した方が良いかと思いますが、で、使わなくて学びの森で使うのであれば今回の改定で載せないとか、はっきりした方が良くないですか。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。教育部長。

- 教育部長 防衛補助を使っている施設の関係で現在のような料金体系をそのまま残しておきます。
- 委員長（杉山茂規） 浅田委員。
- 委員（浅田基行） 公平性とか適正とかやってるんで、もし料金設定をして市民に、学びの森に使うにしろ、例えば受益者負担的に議論をしている中でそういうことに使うのであれば使用料としてというので設定するとか、何かはっきりしたようなかたちをとらないと納得いかないということになりうるんじゃないかと思いますので、これはいくら話しても多分平行線だと思いますので是非検討をお願い致します。
- 委員長（杉山茂規） 他は。勝又委員。
- 委員（勝又豊） 学びの森に貸しているということで、この午前、午後、夜間、この金額を1年間とっているかたちで請求とかするかたちですか。
- 委員長（杉山茂規） 教育部長。
- 教育部長 教育委員会が主体となっている事業ですのでこの部分の料金に関しては料金の収受については一切行っていません。
- 委員長（杉山茂規） 勝又委員。
- 委員（勝又豊） 無料で貸し出すことで。
- 委員長（杉山茂規） 教育部長。
- 教育部長 貸出というかたちは取ってないんですけど、学びの森でその部分を使っているのが実態です。
- 委員長（杉山茂規） 勝又委員。
- 委員（勝又豊） 団体活動室、団体打ち合わせ室が午前、午後で1時間利用ということで100円が変更なんですけど、他と比べて安いんですけどこの辺はどういうふうな使われ方をしてるんですか。
- 委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長 条例上も上の会議室等と団体活動室等という形で分けさせていただいております。団体活動室と団体打ち合わせ室1、2につきましては生涯学習団体さんに自分たちの活動を行ってもらうために特に使っていただきたいというふうな趣旨でもって設定させていただいておりますので、格安な料金で設定させていただいております。
- 委員長（杉山茂規） 勝又委員。
- 委員（勝又豊） 一般にも貸し出しているんでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長 一般の方でもお使いは可能です。
- 委員長（杉山茂規） 他は如何でしょうか。三富委員。
- 委員（三富美代子） 体育館のほうですけど、個人の利用が大人で1回180円ということで、それに基づいて回数券が12枚綴りで1,800円の改正ということになるんですけど、これは施行日以後に適用されて、以前の場合は

1,100円の12枚綴り。これが決まったあとにやはり市民の方への周知の仕方によってはなるべく回数券を買っておきたいと思われる方がいらっしゃるんじゃないかというふうに判断できるんですけども、その辺は、回数券のことについての周知ってどんなふうにお考えになってますか。

- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。生涯学習課長。
- 生涯学習課長 施行日より前に発行された回数券につきましては、従前のごとくお使いいただけます。
- 委員（三富美代子） 暫時休憩して下さい。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。岩井委員。
- 委員（岩井良枝） 運動公園の4-3のところでお伺います。陸上競技場の児童生徒の3分の2にしている3分の2の根拠を教えてください。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。生涯学習課長。
- 生涯学習課長 先ほどの説明の中でもご説明したとおり、今現在の料金で設定してあります割合で求めています。休憩を。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。岩井委員。
- 委員（岩井良枝） これについてなんですが、(8)のところなんですが、これも陸上競技場児童生徒の共用のところでは、2分の1、その上が3分の1ということで、なってるんですけど、それも根拠がなくして他のところと比べてこうなったということよろしいですか。
- 委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長 近隣のものを参考につくられたものと聞いております。休憩で。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。岩井委員。
- 委員（岩井良枝） 子どもたちに、さっきも言っていましたけれど、スポーツをする、非常に盛んだとおっしゃってましたので、これでもしかすると2分の1で統一をすればとかそういうことを考えた方が良くないんじゃないかと、そのところはどうかでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長 今回の料金見直しの中では検討はしておりません。あくまでも市全体の方針でもって現行料金に対してどう上げるかというふうな検討でしたから今回の中ではやっております。将来的にこれで行くかというところについてはちょっとお答えはできません。
- 委員長（杉山茂規） 岩井委員。

- 委員（岩井良枝） 資料④－3、野球場なんですけど、ここについては児童生徒も同じ金額になってるんですけど、これも今回は検討の対象外、その下もそうですが、になっていたということでもよろしいでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。生涯学習課長。
- 生涯学習課長 判りにくくて申し訳ございません。(16)の野球場(児童生徒)、(15)野球場(一般)の3分の2相当の額になっております。
- 委員長（杉山茂規） 岩井委員。
- 委員（岩井良枝） ④－4の市民体育館について伺います。運動公園なんかについては児童生徒については料金設定が3分の2とか2分の1になっていたんですけど、この市民体育館に関しては料金設定が児童生徒については無いような気がするんですけどそれはなぜでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。生涯学習課長。
- 生涯学習課長 類推するに近隣のを見ますと、近隣の体育館も体育館につきましては子ども向けの料金というのを設定してございますので、それを参考にしたのだろうというふうに類推します。
- 委員長（杉山茂規） 他はございますでしょうか。勝又委員。
- 委員（勝又豊） 陸上競技場のところです。一般が15,400円。これに対して御殿場市、三島市、長泉、沼津というかたちで参考に出てるんですけど、この辺の金額でですね、一番上は沼津市と同程度になるというようなかたちになりますけれど、下のほうを見ると結構高くなる場合も出てきて、陸上競技場(その他)77,000円、御殿場が46,280円、沼津は31,150円ということで、大分金額の、ほかの市町と比べて差がでてきているかと思うんですけど、そのへんは加味しなくても大丈夫なんでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長 今回の料金改定につきましては、先ほど来何度かございましたが市の全体の方針に沿って作成してございます。近隣の方も見比べてはございます。私どもとしてはそんなに影響はないだろうと思っております。休憩で。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。勝又委員。
- 委員（勝又豊） 自分としては高いなと言う感じがするんですけど、限度額を抑えるという考えは、表が出て計算でやられているということなんですけど、そのへんを加味して、部の方に任せられていることもあるんでその辺で料金設定を見直すってことは考えないでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長 繰り返しになって恐縮なんですけど、今回につきましては市全



体の方針にまずは沿ってというふうなところでございます。今回ですね。子どもの方もこれで、最終的に出た金額というのはチェックは勿論してございます。限度額の計算をすることにつきましては限度額の計算をしておりますし、それ以外のところにつきましてはこれくらいの額ではないのかなという部分もあるのですが、まあ検討はした結果でございます。

○委員長（杉山茂規） 他は如何でしょうか。土屋委員。

○委員（土屋秀明） 準高地トレーニングで陸上競技場も実業団でかなり使っているということですが、その際に使用料は基本的に一般と同様な収入ということで良いのでしょうか。

○委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。

○生涯学習課長 準高地トレーニングにつきまして裾野市のスポーツツーリズム推進協議会がございまして、そちらでもって予約していただいた場合には市民料金と同じ料金でというふうな運用をしております。

○委員長（杉山茂規） 他は如何でしょうか。岩井委員。

○委員（岩井良枝） 午前中にもあったんですけど、東西公民館それから生涯学習センターそして文化センターのところの和室などの金額がかなりこれだとやっぱり今まで取りすぎていたんだらうなという金額になっているんですね。そうするともう一回この辺で3つの施設の部分で適正な料金と言うのをしっかりと見て行っていただいた方が良いのかなという気がするんですけど、その辺は如何ですか。

○委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。

○生涯学習課長 和室につきましては他の普通の会議室とは違い建設時にほかの会議室よりも高額にかかっているはずなんです。それでこんな、元々の料金設定がされております。ただ、今回の改定の計算の中ではあくまでも広さで計算してますのでその辺が加味されていないんです。なのでそういった金額の開きになってしまっているのかなというところでございます。今回の金額。そのあたりにつきましては激変緩和の措置なんかはさせていただいておりますのでこの金額というところでご了承いただけるとありがたいんですけど。

○委員長（杉山茂規） 岩井委員。

○委員（岩井良枝） 今、加味する加味しない部分ではなく、今回適正化をするのにこういう計算で料金を出しましたということですよ。それについては加味しますということは基本方針の中に明記されているのでしょうか。そうするとまったくそういう部分を出したら適正化に関する基本方針っていうか、基本部分はまったく別な部分になるんじゃないかと思うんですが。

○委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。

○生涯学習課長 すいません。言葉足らずで申し訳ありませんでした。あくまでも今ご質問にお答えしましたのは料金設定の部分のところでございます

ので、今回の料金設定につきましては加味していないところでございます。

○委員長（杉山茂規） 行政経営監。

○行政経営監 前から何度も申しているとおおり、今回の算定においては開放時間を稼働率 100%にしているということにしているということで算出しておられます。実際は、稼働率がかなり低い、10%から行っても 50%くらいということで和室なんかかなり低い状態でありますんで、ほかの料金もそうなんですけど基準料金自体がそもそも 50%を負担して欲しいといってもかなり低い金額になっているというふうに思っています。なので、金額についてはこの設定でいかせてほしいというふうに思っております。

○委員長（杉山茂規） 他は。最後、浅田委員。

○委員（浅田基行） 午前中、東西公民館でも確認したんですけど、負担割合の、午前中は全部 50%の負担ですよと。今の説明で 50%以外の負担割合のあるのがあったら教えて下さい。

○委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。

○生涯学習課長 生涯学習課所管の施設につきましては全て 50%で計算してございます。

○委員長（杉山茂規） 以上で、最後です。岩井委員。

○委員（岩井良枝） 生涯学習センターのところで伺います。学びの森でパソコン室を使っていて、教育委員会が行っているものですので料金は取ってないことなんですけど、そうしますと、この使用の、基本方針の中にそういう減免措置とかそういうものを記載はしっかりすべきだと思うんですけど、例えば今回ありましたけれど生涯学習センターなどは登録をしている団体さんは減免をしていますよと言う部分は特別にそうしているということだとおもうんですね。かえってそれが逆の公平性に欠けるところが出てくるわけですけど、そういう、市が使うものに関しては料金を取りませんとか、そういう減免なり何なりというのは他の市町を見るとそういう規定というのはちゃんと載っているような気がするんですけど、この辺は書かなくていいんでしょうか。

○委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。

○委員長（杉山茂規） 再開いたします。生涯学習課長。

○生涯学習課長 減免につきましては、条例そのものではなく、条例の下にあります施行規則と減免の規定というのがそれぞれの条例によって記載されているところが違うんですけど、そこでもって記載されております。今回の改定につきましては減免の部分まではいじりませんので載せられなかったというふうに理解しております。

○委員長（杉山茂規） 以上で委員の質疑を終わります。委員外議員の質疑をお受けいたします。小林議員。

○委員外議員（小林俊） 資料④—3の例で聞きたいんですが、一般、児童生

徒、左（１）、（２）、（３）のその他ってあります。その他というのはどういう場合でしたっけ。

○委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。

○生涯学習課長 その他と言いますのは、例えば興行みたいなので使う場合ですね。何かしらのイベントなんかで使われるような場合を想定しております。でそれとあわせて（６）にもその他があるんですが、こちらはその他でなおかつ入場料有りと言う場合で設定してございます。

○委員長（杉山茂規） 小林議員。

○委員外議員（小林俊） 議論に出てます市民か市民でないかというところは今回これには入っていないということで良いんですか。

○委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。

○委員長（杉山茂規） 再開いたします。生涯学習課長。

○生涯学習課長 新旧対照表の 52 ページの 10 をご覧ください。こちらに市民以外の者が利用する場合の利用料は当該利用料の 50%に相当する額を加算するというふうにございますので、ここはそのままの運用でまいります。

○委員長（杉山茂規） 小林議員。

○委員外議員（小林俊） 児童生徒が利用する場合、例えば（２）で言えば 8 千円から 1 万円の訳なんですけれども、これって政策的にまずくないですか。

○委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。

○生涯学習課長 これにつきましては、繰り返しになりますがあくまでも市全体の方針の中で決めた判断でございます。

○委員外議員（小林俊） 暫時休憩願います。

○委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。

○委員長（杉山茂規） 再開いたします。他は如何でしょうか。

（「訂正させて下さい。」という声あり。）

○委員長（杉山茂規） まずは、訂正の発言を許します。生涯学習課長。

○生涯学習課長 先ほど小林議員の方から質疑のありましたその他の部分とはなんですか。というところでございますが、私先ほど申し上げた部分は体育館の場合のことでございまして陸上競技場につきましては新旧対照表の 51 ページをご覧くださいなんですけど、51 ページの備考の 4 番のところがございますその他の場合とはアマチュアスポーツ以外に利用する場合をいうということで、陸上競技場につきましてはこのように規定をされておりますので訂正いたします。

○委員長（杉山茂規） 次に質疑は。賀茂議員。

○委員外議員（賀茂博美） 生涯学習センターの委員の方からご質疑のあったパソコン室について、先ほど部長の方が防衛の補助を活用しているためにという話があったんですが、そのために料金設定をする必要があると、その部分、もうちょっと細かく詳細に教えていただけますか。

- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。教育部長。
- 教育部長 防衛補助の絡みもありましてパソコン室という設定は残してあります。
- 委員長（杉山茂規） 賀茂議員。
- 委員外議員（賀茂博美） ということは実質市民には利用が出来ないけれどもそういった部屋の料金としては定めておく必要があるということの理解でよろしいですか。
- 委員長（杉山茂規） 教育部長。
- 教育部長 直接、市民の方のご利用ができる位置づけにはなっていませんけれど、学びの森の機能としては一般市民の方の教育相談等にのる機能もごございますので、市民の方がおこし頂く分には受入体制は出来ております。ただ、料金体制、料金表は残すことになっております。
- 委員長（杉山茂規） 賀茂議員。
- 委員外議員（賀茂博美） 委員のご質疑があったら申し訳ございませんが、生涯学習センターの中に女性活動室なでしこがあります。こちらはほぼ打合せ室1、2を併せたサイズの部屋がありますが、こちら料金設定がないんです。その理由を教えてください。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。生涯学習課長。
- 生涯学習課長 あちらの部屋につきましては、女性の社会教育活動のための部屋というような位置づけでございますので、料金設定は設けてございません。
- 委員長（杉山茂規） 賀茂議員。
- 委員外議員（賀茂博美） 女性の社会活動の部屋であればどんな団体でもその部屋を使うことが出来ることでよろしいですか。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。生涯学習課長。
- 生涯学習課長 裾野市の社会教育団体、婦人会さんがメインで使っていております。休憩して下さい。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。賀茂議員。
- 委員外議員（賀茂博美） 先ほど防衛の補助をいただいているということで、市民が利用できない場所でも料金設定をしなくちゃいけないという話の前提で使えるけれども料金設定のない部屋があるというのはおかしい気がするんですが、そこについて今回改めて施設の利用料を改正するなかで、議論には上がりませんでしたか。
- 委員長（杉山茂規） 生涯学習課長。

- 生涯学習課長 最初に防衛補助を戴くときに、パソコン室というのはパソコン室という設定をしている中で作っておりましたが、なでしこにつきましては今のかたちでの防衛補助でございますので、そこはあえて変える必要はないというふうに判断しております。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。内藤議員。
- 委員外議員（内藤法子） 利用の料金設定が3時間或いは4時間となっているんですが、これは1時間単位でというふうには検討はしなかったんでしょうか。その方が実質、実費負担というか、負担額も少なくなったり、例えば1時間しか使わない、2時間しか使わないというときに、使い勝手が良いと思うんですけど、その点はどのような議論が出たんでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。生涯学習課長。
- 生涯学習課長 今回の改定の中ではそこまで踏み込んでおられません。これは先ほど来申し上げておき、基本方針の中でどう改定していくかという議論をした結果でありますので、今回の中では利用時間の区分を変えるというところまでは踏み込んでおられません。
- 委員長（杉山茂規） 井出議員。
- 委員外議員（井出悟） 説明いただきました消費税引き上げ分のみの施設なんですけども、使用料基準額と最終額が、例えば3倍くらい開きがあるような施設もあるんですが、これの最終額と使用基準額の差の根拠ってなんですか。要はこの部分を受益者に負担願わなければならない根拠ってなんですか。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。行政経営監。
- 行政経営監 基本的には③の資料の7番のその他の部分で、減額の見直しを行わないと言いきっていますが、これは先ほどから申してまますように稼働率が100%で原価を弾いていますので、実際は10%くらいから50%くらいまでということ、あってもそのくらいということ、稼働率が低いということ、そもそもが基準額を低くなっているということが実態で、その5割ということになってますので、そういう理由ですね。
- 委員長（杉山茂規） 井出議員。
- 委員外議員（井出悟） 公正に利用料を適正に受益者に負担してもらうときに、ある施設の利用者だけが使用基準額を大幅に高まる金額を支出するってことなんだけれど、その理由は何故かということです。それは施設の利用率がなんだかんだは関係ないですよ。要は何でこの部分の人だけが、部分の利用料、使う人だけが基準額を大幅に超える料金を払わなければならないのかというのは、それは何故かということなんです。
- 委員長（杉山茂規） 行政経営監。

- 行政経営監 先ほどから言っているとおりでありまして、稼働率を加味したり、100%稼働でしたら安い金額が基準となっておりますので、今回、実質、料金が上がるということではご理解をいただくようにしていこうというふうに考えております。
- 委員長（杉山茂規） 井出議員。
- 委員外議員（井出悟） 今回基準額より大幅に高く、最終額が調整されている金額については指定管理者においては通常掛かるコストよりこの部分が利益としてのつかるというようなことになるということではよろしかったですか。
- 委員長（杉山茂規） 行政経営監。
- 行政経営監 そのとおりでございますが、資料①の2の指定管理者の場合の料金のところで、※でありますように収支計算結果、余剰金が生じた、今回の金額改定により増えた分については市に戻してもらうことを最終的にやるようになる、協議によってやるようになると思いますので、そのままの収入になるというふうには考えておりません。
- 委員長（杉山茂規） 井出議員。
- 委員外議員（井出悟） 公共施設の使用料なので、通常であれば民間施設とは違って、利益を求めない、ある一定の、その、何ていうんだろうな、公共的なサービスとして提供していくことが常だと思うんだけど、基準額より大幅に多いところについては大幅に利益を取ってるということになると思うんですけど、そういう部分について議論の中ではどのような結果が出てますか。
- 委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。
- 委員長（杉山茂規） 再開いたします。行政経営監。
- 行政経営監 消費税のみの引上げにつきましては、方針であります③にありますような、7番にある減額を行わないということです。そのまま根拠となるものが稼働率100%で計算していますということで、確かに使っている人からみると変えないというのはおかしいんじゃないかとおもわれるかもしれませんが、まあ、お願いしますということになると思います。
- 委員長（杉山茂規） 増田議員。
- 委員外議員（増田祐二） 稼働率の話が出てるんですけど、稼働率そのものというのは把握されているんでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 行政経営監。
- 行政経営監 本当は、午前、午後、夜間この3コマで稼働率を弾きたいんですが、今現在決算書に載っているのが日当たりの稼働率、1日の中で開館時間が、開館日が何日あって、いつ使っているか、一回でもあるとカウントされる稼働率、利用率になっていますので、今のところそれしかない状況です。実際は決算書を見て頂ければわかりますが、かなり低い利用率です。特異な

例、さっき言った団体活動室は特異な例ですが、それ以外は50%近くの日当たりの稼働率で、ご存知のとおり、日中、昼間行けばほとんど使われてない施設だらけだと思いますので、実際の稼働率は正確に出せばもっと低いと思っております。

○委員長（杉山茂規） 以上で第39号議案から第43号議案に関する質疑を終わります。暫時休憩します。

15時10分 休憩

15時23分 再開

## 健康福祉部

○委員長（杉山茂規） ただいまから、健康福祉部関係の審査に入ります。発言の際には録音の関係上課なら時マイクをご使用願います。

健康福祉部長の総括説明を求めます。健康福祉部長。

（健康福祉部長、説明）

○委員長（杉山茂規） 総括説明は終わりました。暫時休憩いたします。

15 時 26 分 休憩

15 時 43 分 再開

## 社会福祉課の審査（第 49 号）

○委員長（杉山茂規） はじめに、社会福祉課の審査を行います。第 49 号議案の内の関係部分の審査になります。社会福祉課長の説明を求めます。社会福祉課長。

（社会福祉課長、説明）

○委員長（杉山茂規） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。三富委員。

○委員（三富美代子） プレミアム付き商品券の関係で、22 ページのところですけど。役務費、これは事務員さんの派遣手数料だと思いますが、1 名の方にお願ひするんですか。

○委員長（杉山茂規） 社会福祉課長。

○社会福祉課長 1 名を約 2 か月間増員させていただきます。

○委員長（杉山茂規） 三富委員。

○委員（三富美代子） ちなみに勤務時間はどうなっているんですか。

○委員長（杉山茂規） 社会福祉課長。

○社会福祉課長 職員と同じ 8 時 30 分から 5 時 15 分になっています。

○委員長（杉山茂規） ほかはよろしいでしょうか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 以上で委員の質疑を終わります。分科会外委員の質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 分科会外委員の質疑を終わります。以上で第 49 号議案の内の関係部分に関する質疑を終わります。これより第 49 号議案の内の関係部分に関する意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）



○委員長（杉山茂規） 分科会外委員の意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 以上で第49号議案の内の関係部分に関する意見を終わります。以上で社会福祉課の質疑を終わります。暫時休憩します。

15時48分 休憩

15時49分 再開

## 保育課の審査（第 49 号）

○委員長（杉山茂規） 再開します。保育課の審査を行います。発言の際には録音の関係上必ずマイクをご使用願います。第 49 号議案の内の関係部分の審査になります。保育課長の説明を求めます。保育課長。

（保育課長、説明）

○委員長（杉山茂規） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。浅田委員。

○委員（浅田基行） 23 ページの幼児教育の無償化システム改修委託ですが、これはどういったシステム改修、追加になるんですかね。

○委員長（杉山茂規） 保育課長。

○保育課長 現在の基幹システムがあるわけなんですけど、そちらの方の改修を予定しまして無償化に対応させるためのものであります。

○委員長（杉山茂規） 浅田委員。

○委員（浅田基行） どういった中身、内容というのはあるんですか。

○委員長（杉山茂規） 保育課長。

○保育課長 国が指定するインターフェイス等に伴いまして、必要となる箇所それから出力する部分に対応できるようなかたちで改修が行われます。

○委員長（杉山茂規） 他は如何でしょうか。勝又委員。

○委員（勝又豊） 須山中学校の図書購入ということで  
（「幼稚園」という声あり。）

○委員（勝又豊） すいません幼稚園の図書購入ということで、どのような本を想定しているんでしょうか。

○委員長（杉山茂規） 保育課長。

○保育課長 絵本ということになっております。多くは教室に置く絵本、それから全体の共有スペースで保管というか閲覧できるような絵本と聞いております。

○委員（勝又豊） ちょっと休憩で良いですか。

○委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。

○委員長（杉山茂規） 再開します。土屋委員。

○委員（土屋秀明） 無償化のシステム改修ですけど、全額が国からのお金ですけども、2019 年度はこの関係については基本的には地方に求めずに国が掛る費用については負担をする大前提がありますよね。10 月 1 日からに向けてこのシステム改修という、今回予算で出てきたのは多分初めてなんですけど、それ以外の部分というのは、その準備に係るものとしては予算措置のようなものは今の段階は出来ないってことなんですか。

○委員長（杉山茂規） 保育課長。

○保育課長 事務費についても 10 分の 10 出るということになっておりますが、今このタイミングで増額してそれを切り分け出来るというのがちょっと見

えてないのが現状でございます。ですので後で場合によってということになると思うんですけど、現状の予算の中で国費に対応させる部分、そうでない部分ということになってくることもあり得ます。

○委員長（杉山茂規） 土屋委員。

○委員（土屋秀明） 委員会協議会でも説明を受けましたけれど、先が中々見えにくいという、担当課が見えにくいこと、我々の方がもっと見えない話なんですけど。10月1日に間に合わせるためにそれ以外の予算の措置が必要な部分が生じてきたとするならば、9月の定例会に補正等を出してそれで間に合うんでしょうか。

○委員長（杉山茂規） 子育て支援監。

○子育て支援監 暫時休憩願います。

○委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。

○委員長（杉山茂規） 再開します。子育て支援監。

○子育て支援監 内容につきましては相談をさせていただきたいと思っています。

○委員長（杉山茂規） 他はよろしいでしょうか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 以上で委員の質疑を終わります。分科会外委員の質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 分科会外委員の質疑を終わります。以上で第49号議案の内の関係部分に関する質疑を終わります。これより第49号議案の内の関係部分に関する意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 分科会外委員の意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 以上で第49号議案の内の関係部分に関する意見を終わります。以上で保育課の質疑を終わります。暫時休憩します。

16時01分 休憩

16時02分 再開

#### 障がい福祉課の審査（第 49 号）

○委員長（杉山茂規） 再開します。障がい福祉課の審査を行います。発言の際には録音の関係上必ずマイクをご使用願います。第 49 号議案の内の関係部分の審査になります。障がい福祉課長の説明を求めます。障がい福祉課長。

（障がい福祉課長、説明）

○委員長（杉山茂規） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 以上で委員の質疑を終わります。分科会外委員の質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 分科会外委員の質疑を終わります。以上で第 49 号議案の内の関係部分に関する質疑を終わります。これより第 49 号議案の内の関係部分に関する意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 分科会外委員の意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 以上で第 49 号議案の内の関係部分に関する意見を終わります。以上で障がい福祉課の質疑を終わります。暫時休憩します。

16 時 02 分 休憩

16 時 05 分 再開

## 国保年金課の審査（第 49 号、50 号、51 号）

○委員長（杉山茂規） 再開します。国保年金課の審査を行います。発言の際には録音の関係上必ずマイクをご使用願います。第 49 号議案の内の関係部分、第 50 号議案及び第 51 号議案の審査になります。はじめに第 49 号議案の内の関係部分の審査になります。国保年金課長の説明を求めます。国保年金課長。

（国保年金課長、説明）

○委員長（杉山茂規） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 以上で委員の質疑を終わります。分科会外委員の質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 分科会外委員の質疑を終わります。以上で第 49 号議案の内の関係部分に関する質疑を終わります。これより第 49 号議案の内の関係部分に関する意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 分科会外委員の意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 以上で第 49 号議案の内の関係部分に関する意見を終わります。次に第 50 号議案の審査になります。国保年金課長の説明を求めます。

（国保年金課長、説明）

○委員長（杉山茂規） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 以上で委員の質疑を終わります。分科会外委員の質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 分科会外委員の質疑を終わります。以上で第 50 号議案の質疑を終わります。これより第 50 号議案に対する意見を伺います。第 50 号議案に関する意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 分科会外委員の意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 以上で第 50 号議案に関する意見を終わります。次に第 51 号議案の審査になります。国保年金課長の説明を求めます。

（国保年金課長、説明）

○委員長（杉山茂規） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 以上で委員の質疑を終わります。分科会外委員の質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 分科会外委員の質疑を終わります。以上で第 51 号議案の質疑を終わります。これより第 51 号議案に対する意見を伺います。第 51 号議案に関する意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 分科会外委員の意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 以上で第 51 号議案に関する意見を終わります。以上で国保年金課の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

16 時 16 分 休憩

16 時 23 分 再開

## 介護保険審査（第 49 号、52 号、44 号）

○委員長（杉山茂規） 再開します。介護保険課の審査を行います。発言の際には録音の関係上必ずマイクをご使用願います。第 49 号議案の内の関係部分、第 52 号議案及び第 44 号議案の審査になります。はじめに第 49 号議案の内の関係部分の審査になります。介護保険の説明を求めます。介護保険課長。

（会議保険課長、説明）

○委員長（杉山茂規） 説明は終わりました。第 49 号と第 52 号に関する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 以上で委員の質疑を終わります。分科会外委員の質疑はありませんか。岡本委員。

○分科会外委員（岡本和枝） 現状のところ第 1 段階から第 3 段階、非課税の方たちで、滞納が発生するような状況は現状はどんな状況ですか。

○委員長（杉山茂規） 暫時休憩します。

○委員長（杉山茂規） 再開いたします。介護保険課長。

○介護保険課長 介護保険の制度というもので、年金が 18 万円以上ある方については特別徴収ということで年金から直接引かしていただいておりますので、滞納される方というのはあまり多くはございません。

○委員長（杉山茂規） 以上で分科会外委員の質疑を終わります。以上で第 49 号議案及び第 52 号議案の質疑を終わります。これより第 49 号議案のうちの関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 分科会外委員の意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 以上で第 49 号議案の内の関係部分に関する意見を終わります。次に第 50 号議案について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 分科会外委員の意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 以上で第 52 号議案に関する意見を終わります。次に第 44 号議案の審査になります。介護保険課長の説明を求めます。

（介護保険課長、説明）

○委員長（杉山茂規） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 以上で委員の質疑を終わります。委員外議員の質疑は

ありませんか。

(「なし」の声あり。)

○委員長（杉山茂規） 委員外議員の質疑を終わります。以上で第44号議案に関する質疑を終わります。以上で介護保険課の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

16時36分 休憩

16時45分 再開



## 請願の審査

- 委員長（杉山茂規） 再開します。ただいまから請願第1号の審査に入ります。紹介議員からの説明を求めます。岡本和枝議員。
- （岡本和枝議員 説明）
- 委員長（杉山茂規） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。土屋委員。
- 委員（土屋秀明） 予算審議のときに、この件は当初予算に入っていないというところの中で請願が出ていることは前提に審議をしたと思います。ここで正式な請願ですから再度当局に高齢者医療費助成事業を廃止する、廃止した理由を伺います。
- 委員長（杉山茂規） 社会福祉課長。
- 社会福祉課長 この事業についての説明をさせていただきます。この事業につきましては、平成20年度に後期高齢者医療費事業が開始されまして当市におきましては高齢者への医療費負担増加を緩和するため、劇的な変化を緩和するためにこの制度を導入させていただいております。これにつきましては、事業開始から激変緩和措置を行ってまいりましたが、介護保険制度の中でこれに変わる、例えば高額療養費制度であるとか高額介護制度とかそういったものが補完されてきたこともありまして、目的が達成されたといったところを勘案しましてこの制度については廃止をさせていただいたという説明をさせていただきました。
- 委員長（杉山茂規） 土屋委員。
- 委員（土屋秀明） 請願者は存続をとということで求められていますが、現実的には予算の中から、予算措置されてないわけですから、存続じゃないと思います。今後、将来的に同様の助成事業を行うというようなことは現時点では考えていらっしゃるのでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 健康福祉部長。
- 健康福祉部長 現時点では考えておりません。
- 委員長（杉山茂規） 土屋委員。
- 委員（土屋秀明） 当初予算に予算化されなかったということは、実際の支給の手続きというのは年を越してのことですから、4月以降でこの助成制度を止めたことに対してのご意見だとか或いは何か要望というような、直接の声は届いているのでしょうか。
- 委員長（杉山茂規） 社会福祉課長。
- 社会福祉課長 この制度を廃止するにあたりまして、前回手続きをしたときにこの制度がなくなるという告知はさせていただいております。その際に、なくては困るという意見よりも、あって良かったという意見は伺っております。
- 委員長（杉山茂規） 土屋委員。
- 委員（土屋秀明） 4月から予算化で無くなった話ですから、4月以降の中

で何かこの止めたことに対しての要望だとか意見はあったでしょうか。というのが質疑です。無ければ無いと。

○委員長（杉山茂規） 社会福祉課長。

○社会福祉課長 特段そういうご意見の方はいたっておりません。お礼のことばというのは窓口の方でも伺っております。

○委員長（杉山茂規） 岩井委員。

○委員（岩井良枝） 激変緩和のところで役割を終えたということですが、今の高齢者が置かれている現状を考えますと激変緩和ということではなくて別のかたちとして医療費の補助をして暮らしを守っていくという役割が出てきているのではないかと思うんですけど、その辺については如何ですか。医療費の補助をすることで。

○委員長（杉山茂規） 健康福祉部長。

○健康福祉部長 大きく後期高齢者の医療制度を捉えていった時に、現役世代の健保なんかからも拠出が為されているということがあります。それにプラスして税の方から、現役世代の方から更にということになりますので、これは見方がまた別の角度から見ると中々ご理解を得るとというのが難しいなと思っています。

○委員長（杉山茂規） 以上で委員の質疑を終わります。委員外議員の質疑をお受けします。井出議員。

○委員外議員（井出悟） 岡本議員にお伺いします。今、健康福祉部長からありましたけれど、現役世代に関しては後期高齢者医療制度を支える仕組みとして後期高齢者の支援金とか前期高齢者の納付金というものを納めているのですが、その部分についての認識というのは請願者の方等はどのように捉えていらっしゃいますか。

○委員長（杉山茂規） 岡本議員。

○請願紹介者（岡本和枝） 今の医療制度のあり方の問題ではないかなというふうに思います。それとは切り離れた感じでそちらの問題と今回のこの高齢者医療費助成事業の、一般会計を使ってやるというのは別の問題かなというふうには捉えますけれど、それぞれ問題を抱えている認識です。

○委員長（杉山茂規） 井出議員。

○委員外議員（井出悟） 現役世代の立場からすると後期高齢者医療制度を支えるために社会保険料の中から拠出していて、で、一方で市で税金の中から更に支援していくことになるんですけど、そういう部分についてということです。

○委員長（杉山茂規） 岡本議員。

○請願紹介者（岡本和枝） 実際には高齢者の、市民の立場から見て、保険料が上がってきている、で年金が下がってきている。で、今度は消費税も増税されるというような状況の中で、自分たちの生活を支えるということは、ど

こかのお金を使うということはマイナスということじゃなくて、社会福祉と言う観点から見るととても今の社会に対する効果と言うのはあるのかなあと捉えています。それは子育て世代から高齢者の皆さんひっくるめた中で誰もがそういう制度があっても良いという認識ではあるというふうに思っています。

○委員長（杉山茂規） 以上で委員外議員の質疑を終わります。以上で請願第1号に関する質疑を終わります。暫時休憩いたします。

○委員長（杉山茂規） 再開いたします。本件については、本日、自由討議を経て、討論採決を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） ご異議ありませんので、そのようにいたします。以上で、健康福祉部関係の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

17時07分 休憩

17時08分 再開

○委員長（杉山茂規） 再開いたします。以上で、予算決算委員会厚生文教分科会に割り振られました議案及び厚生文教委員会に付託されました議案の質疑を終了いたします。暫時休憩いたします。

17時08分 休憩

17時09分 再開

## 自由討論

○委員長（杉山茂規） 再開いたします。ただいまより自由討議を行います。

委員の皆様申し上げます。発言は一人ずつ、マイクを使用し、委員長の指名により発言していただきますようお願いいたします。料金の関係につきましてご意見のある方、発言をお願いいたします。浅田委員。

○委員（浅田基行） 協議会や勉強会をやった時より更に理解を深めることは出来ましたが、考えた分、やはり算出根拠、理解できるところと言う部分はあるんですけど、まだまだちょっと議論をする要素が全体を含めてあるかなと、最適とあと公正的に見るといった面で、質疑でもありましたけども下限といえますか、基準金額が低い金額が設定がそのままっていうような状況であったりとか、緩和措置をしているもののやはり基本方針に従って算出した要素だけで、何ていうんでしょうか。表現が余り良くないかもしれませんが市民に理解、使って頂く工夫というものがちょっと感じられなかったかなと。で、ただ算出を固定したいという、こういう出し方をした方が良いという一部を理解できるところもあるにはあるんですけど、もう少し、そういう意味では議論して、おそらく今回かたちになれば、これが基準になってこの先ずっと減らすにしろ増やすにしろこれがベースになるはずなのでここはしっかり、納得と言いますか、これならというような形式をもっともっと話し合っ使って市民の人に使っていただく。維持管理的要素の部分でわかるところもありますけど、今回の金額をみてみますと、市民に使っていただくという視点からいくとサービスの的に増えていくよと、人が沢山使っていくよというところに繋がるのかというのもちょっと不安と言うんですか、感じましたので、やってる行為はものすごく理解できるんですけど、是非ちょっとその辺もして、私はそういう意見です。

○委員長（杉山茂規） 勝又委員。

○委員（勝又豊） 使っている人に応分の負担をとということもわかるんですけど、健康増進だとか文化を普及することで、公共施設で多くの人に、より多くの人に使って戴いてそれでもって健康増進だとか色んな団体の活動を活発にするとか、そういったことで使われるということを考えてときにやはり使用料を値上げするということは慎重でなければいけないということを思います。それで激変緩和措置ということで今回出されていることが1.2倍から1.5倍という、これが激変緩和措置に果たしてなるのだろうかという、せいぜい1.1から1.2、2割3割、まあ1.3倍、3割負担ですかね。1.3ぐらいまでが市民として許容できる範囲じゃないかということで、その辺の激変緩和を、行政経営監の言われていることは充分理解できるんですけども、これを一気に上げるのではなくして段階的にそこへ持っていくということでもう少しちょっと上がり幅を検討して、それで、料金的にはもう委員会なり作って全体の金額をこの金額で良いのか、改めるところはないかという、ただ

数字的にあわせるのではなく、その辺をちゃんと検討して金額を決めて欲しいというのが意見です。

○委員長（杉山茂規） 土屋委員。

○委員（土屋秀明） 今のお二人とも使用料の改定のことだと思うんですけど、使用料の改定については消費税と本来の見直しとは別にして改定をすべきと私は思います。便乗値上げというふうに市民の方から捉えられる可能性がある、ですからここでは消費税だけ、年度が替わるときに本来の見直しを行うというそういうスタイルが良いのかなというふうに今回の説明を聞いている中では頭の中が混乱しているなかではそういう風に思いました。で、また別に、何が、幾らが絶対値だとか、適正值というのは非常に難しい話です。ですから基本的には当局側は試算をして上げてきている話ですから色々な意見だとか質疑はするにしても基本的にはそちらの考え方を理解すべきかなというふうに思います。で、資料の説明等ありましたけれど説明の仕方が理解を得られるような説明が充分でないというところが特にあったのが、要するに、基準額の算定をした結果、現行よりも低いけれど税の10%に変えた分だけを変えて、あとは基本的には変えないということでしたけれど、特にあの辺のことをもっと判り易く理解しやすいような紙状の文字のようなものは必要だったかと思いました。使用料についてはそういうところです。あとは全体の中ですけど、予算については6月議会ですからあまり大きな項目は在りませんでしたけれど、追加議案で出てくるという耐震関係を含めた契約議決、これが向こう2年間ということですから非常に重要なかなと思います。で、最後に今やりました後期高齢者医療の助成事業の請願の関係ですけど、先ほど申しましたように3月の定例会に請願が出ました。しかし、議会のルール上そのまま3月の定例会に請願を取り上げて検討する時期が過ぎていたということで今回なった訳ですけど、紹介議員の説明もありましたけども何か個人的には当初予算の審議の時にある程度ピリオドがついているというふうに思った審議は良くないと、基本的にはここで新たに請願が出てきた、当初予算の審議はしたにはしたんだけど、ここで新たにもう一度考えるべきという姿勢で請願の審査をすべきだと思うし、基本的にはそういう考え方をしたつもりです。

○委員長（杉山茂規） 三富委員。

○委員（三富美代子） 使用料の関係ですと、最初に質疑しましたけれど消費税の上がる時期にあわせて適正化の方も同時に行うということで理解が、市民の方がたにしても難しいのかなという感じはありました。説明をされることは算出の仕方ですとかそういうことは理解は出来ました。あとは、基準額の話ですけど、例えば行政経営監が稼働率100%で算出しているということ、その金額で低い金額が算出されていることの説明が後半多かったのもそれでは、例えばですね。稼働率が50%って言うことで基準額を出したらどう

なるのかつて、ちょっと対比を知りたいかなというふうに個人的には思いました。今までまったく使用料に対しての基準がないなかで、ほんとに近隣市町と同等の施設の使用料をもとに決められていたことに対して今回きちっとした根拠を示そうということで、取組みは評価できるかなと、そういうことに関しては評価できると思います。それと補正予算の関係ですと特に問題はないと思いますので、請願は3月議会の時に議会としては議長、副議長が提出をしていただいて、議会としての意見ということで提出をされたということもありますので、議会としての姿勢を示してまたそののちに今度は請願というかたちなもんですから、またこれはちょっと、高齢者福祉のみならず子育ての関係の他の分野の関係でもかなりなくなっていく事業が多いので、この事業だけがってことではないのでそういったことも加味して判断をしていただきたいなと思いました。

○委員長（杉山茂規） 岩井委員。

○委員（岩井良枝） 料金の部分では答弁の中で近隣市町の同様の施設を参考にして前回現行の料金を算出しましたということで、それでは適正化の面でどうなんだということで、今度適正化の計算をしたならばその料金というのがかなり高額なものも今まで市民の方から戴いていたということもわかるんじゃないかということと、稼働率のところを言いたしたらそれこそきりがないわけで、稼働率を上げる努力をするのは指定管理者で、やっぱり皆さんが行きたくなるような施設にどうやってしていただかなくていいかということとはこれからもうやっていかなかなければいけない。で、全てをこの金額にするってということではないです。余りにも金額の差が大きいということ、そのところはしっかり捉えて頂かなければいけないんだと思いました。ですので今回この部分ではちょっと良とは出来ないという部分です。

○委員長（杉山茂規） それではよろしいですかね。暫時休憩いたします。

17時24分 休憩

17時24分 再開

## 討論、採決

○委員長（杉山茂規） 再開いたします。ただいまから、本委員会に付託されました第 38 号議案裾野市立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正することについて の討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。ただいまから、採決致します。本委員会に付託されました第 38 号議案裾野市立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正することについて を原案のとおりすることにご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 意義がありますので起立により採決いたします。第 38 号議案裾野市立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正することについて を原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○委員長（杉山茂規） 起立少数と認めます。よって本案は原案のとおり可決することは否決されました。次に本委員会に付託されました第 39 号議案裾野市生涯学習センター条例の一部を改正することについて の討論を行います。

討論はありませんか。岩井委員。

○委員（岩井良枝） 質疑の中でもさせて頂きましたが、この金額の決定のところは納得がいくものではありませんでしたので反対の討論をさせていただきます。

○委員長（杉山茂規） 他に討論はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 以上で討論を終わります。ただいまから起立により採決いたします。本委員会に付託されました第 39 号議案裾野市生涯学習センター条例の一部を改正することについて を原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○委員長（杉山茂規） 起立少数と認めます。よって本案は原案のとおり可決することは否決されました。次に本委員会に付託されました第 40 号議案裾野市運動公園総合体育施設条例の一部を改正することについて の討論を行います。討論はありませんか。浅田委員。

○委員（浅田基行） 裾野市運動公園総合体育施設条例の一部を改正する条例でございますが、説明の中で説明的にちょっと納得いかない部分がありましたので反対意見で討論させていただきます。

○委員長（杉山茂規） 他に討論は在りませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 以上で討論を終わります。ただいまから起立により採決いたします。本委員会に付託されました第40号議案裾野市運動公園総合体育施設条例の一部を改正することについて を原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○委員長（杉山茂規） 起立少数と認めます。よって本案は原案のとおり可決することは否決されました。次に本委員会に付託されました第41号議案裾野市民体育館条例の一部を改正することについて の討論を行います。討論は在りませんか。岩井委員。

○委員（岩井良枝） 先ほどから同様ですが、反対の立場で討論させて頂きたいと思います。反対です。

○委員長（杉山茂規） 他に討論は在りませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 以上で討論を終わります。ただいまから起立により採決いたします。本委員会に付託されました第41号議案裾野市民体育館条例の一部を改正することについて を原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○委員長（杉山茂規） 起立少数と認めます。よって本案は原案のとおり可決することは否決されました。次に本委員会に付託されました第42号議案裾野市グラウンド条例の一部を改正することについて の討論を行います。討論はありませんか。浅田委員。

○委員（浅田基行） グラウンド条例の一部改正でございますけれど、説明をいただきましたが納得いかない部分もあり反対意見の討論をさせていただきます。

○委員長（杉山茂規） 他に討論は在りませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 以上で討論を終わります。ただいまから起立により採決いたします。本委員会に付託されました第42号議案裾野市グラウンド条例の一部を改正することについて を原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○委員長（杉山茂規） 起立少数と認めます。よって本案は原案のとおり可決することは否決されました。次に本委員会に付託されました第43号議案裾野市民文化センター条例の一部を改正することについて の討論を行います。討論はありませんか。浅田委員。

○委員（浅田基行） 第43号議案でございます。裾野市民文化センター条例の一部を改正することに対しまして説明いただきましたが、まだ議論が必要な部分があると考えましたので反対討論させていただきます。



○委員長（杉山茂規） 他に討論は在りませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） 以上で討論を終わります。ただいまから起立により採決いたします。本委員会に付託されました第43号議案裾野市民文化センター条例の一部を改正することについて を原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○委員長（杉山茂規） 起立少数と認めます。よって本案は原案のとおり可決することは否決されました。次に本委員会に付託されました第44号議案裾野市介護保険条例の一部を改正することについて の討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（杉山茂規） 討論なしと認めます。以上絵討論を終わります。ただいまから採決いたします。本委員会に付託されました第44号議案裾野市介護保険条例の一部を改正することについて を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○委員長（杉山茂規） ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。次に本委員会に付託されました請願第1号裾野市高齢者医療費助成事業の存続を求める請願の討論を行います。討論は在りませんか。岩井委員。

○委員（岩井良枝） 請願に賛成の立場から討論させていただきます。今回行財政構造改革の中でこの医療費の助成については廃止と言うことで議会にはかることなくそのまま高齢者の医療費の助成は、昨年度で打ち切りをされてしまいましたが、それに関してやはり議会の方からも色々今回のことについては市民のかたにも丁寧に説明をする、そういう説明責任を果たしてほしいという、行財政改革でもお話をしているところです。そういう意味ではこれについても今のようなかたちで廃止をするのではなくもう少し高齢者の今の状況なども考えて頂いて存続の道をなんとか考えていただきたいと思います。

○委員長（杉山茂規） 他はありますか。浅田委員。

○委員（浅田基行） 反対討論という立場で討論させていただきます。3月議会という節目のところで議会をとおして終わったということと今日ご説明ありましたとおり一定の役目が終わりましたと言う話の中で保険制度の充実と言う部分が話されました。で、20年ですか。始まって、その間10年間という一定の期間の役割が果たせられたという考えの基、私は反対討論の立場で討論させて頂きました。

○委員長（杉山茂規） 他はありますか。

(「なし」の声あり。)

○委員長(杉山茂規) 以上で討論を終わります。ただいまから起立により採決いたします。本委員会に付託されました請願第1号裾野市高齢者医療費助成事業の存続を求める請願 を採択することに賛成の委員の起立を求めます。

(賛成委員 起立)

○委員長(杉山茂規) 起立少数と認めます。よって本請願を不採択とすることに決定いたしました。以上で本委員会に付託されました議案の審査はすべて終了いたしました。

予算関係の議案につきましては、来る6月25日の予算決算委員会で分科会委員長報告をいたします。その他の議案につきましては来る6月27日の本会議で委員長報告をいたします。

審査にご協力賜りましたことに感謝申し上げます、予算決算委員会厚生文教分科会及び厚生文教委員会を閉会いたします。

17時35分 閉会

令和元年6月18日(火)

9時00分 開会

○委員長(井出悟) おはようございます。ただいまから、予算決算委員会 産業建設分科会 及び産業建設委員会 を、併せて開会いたします。

本日の日程は、お手元に配布のとおりであります。

これより、予算決算委員会に付託され、本分科会に割り振られました、第49号議案 令和元年度裾野市一般会計補正予算(第2回)の内の関係部分、及び、本委員会に付託されました、第35号議案 裾野市林業振興基金条例を制定することについて、第45号議案 裾野市鳥獣被害対策実施隊設置条例の一部を改正することについて、の審査を行います。

審査の方法は、各課単位で行い、それぞれ当局の説明を求めてから質疑に入りたいと思います。予算関係の議案は、質疑の後、賛否に関する意見を伺います。その他の議案は、討論・採決を、関係各部・課全て一括して行います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(井出悟) ご異議ありませんので、そのようにいたします。

ここで、各委員に申し上げます。質疑は、一問一答方式で、要点を明確に、簡潔な質疑をお願いいたします。意見につきましても、要点を明確に、簡潔にお願いいたします。

次に、分科会外委員 及び 委員外議員の発言の許否について、お諮りいたします。質疑・意見について、分科会外委員 及び 委員外議員から発言の申し出があった場合には、委員長がその発言の許否を定めたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議ありませんので、そのようにいたします。

なお、分科会外委員 及び 委員外議員の発言は、本委員の発言終了後といたします。

また、発言の際には、録音の関係上、必ずマイクをご使用願います。

## 建設部

○委員長（井出悟） ただいまから、建設部関係の審査に入ります。

建設部長の総括説明を求めます。建設部長。

（建設部長、説明）

○委員長（井出悟） 総括説明は終わりました。

## 建設管理課の審査（第 49 号）

○委員長（井出悟） はじめに、建設管理課の審査を行います。第 49 号議案の内の関係部分の審査になります。建設管理課長の説明を求めます。建設管理課長。

（建設管理課長、説明）

○委員長（井出悟） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。小林委員。

○委員（小林俊） 今の 27 ページ、地籍調査ですけど、125 万国費が付いたら 250 万でその分たくさんやるっていう選択肢はないの。

○委員長（井出悟） 建設管理課長

○建設管理課長 こちらのほうはですね、もうすでに予定を組んでおりまして、立会等の日程がございますので、それに合わせてやっていきたいというふうに考えておりますので、財源振替で実施したいと考えております。

○委員長（井出悟） 小林委員

○委員（小林俊） 今年度ですよ。だからまだあと 10 か月はあるわけで、やろうと思えばできないことはないんだけど。地籍調査って遅れてると思うんだけど。どうですかその辺は。いいの、あまり進まなくても。

○委員長（井出悟） 建設管理課長

○建設管理課長 こちらの方につきましては、現在進めてるところもありまして、そちらをすでに完了させていかなければならないというふうに考えてるところもありますので、新規についてはそちらと調整しながらというふうに考えております。

○委員長（井出悟） 小林委員

○委員（小林俊） 今スケジュールのってるのは 125 万でできるから、次また計画しなきゃいけないから大変だと、そういう感じですか。

○委員長（井出悟） 建設管理課長

○建設管理課長 こちらにつきましては、さきほどちょっと言った通りまだ成果認証までいってないエリアがありますので、そちらを優先したいというふうに考えております。できる限り来年からは、また新しい計画が入ってくることから、それとも兼ね合いであわせながら計画していきたいと考えております。

- 委員（小林俊） 暫時休憩願います。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩します。
- 委員長（井出悟） 再開します。賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 橋梁維持費の件です。今回計画の再策定という事なんです、今あるものの見直しの時期とは前倒しにもう一度策定を見直しするということですか。
- 委員長（井出悟） 建設管理課長
- 建設管理課長 こちらは、長寿命化修繕計画の再策定となります。こちらは、今ですね5年サイクルの点検が完了したということで、この最新のデータをもとに再策定を行いたいと考えております。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） ということは、この計画に基づいてこれから修繕をされていくという計画のもとになるものということでしょうか。
- 委員長（井出悟） 建設管理課長
- 建設管理課長 その通りと考えていいと思います。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） そして、都市計画街路事業費の部分で国庫の補助が用地の方では取れなかったということでしょうか。
- 委員長（井出悟） 建設管理課長
- 建設管理課長 その通りになります。要望額を大きく下回っていたという状況になります。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） これ引き続きまた国庫補助対象として要望をしていくものということでしょうか。
- 建設管理課長 暫時休憩よろしいですか。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩します。
- 委員長（井出悟） 再開します。建設管理課長。
- 建設管理課長 その通り実施していきたいと、要望していきたいと考えております。
- 委員長（井出悟） 二ノ宮委員。
- 委員（二ノ宮善明） ~~すみません、ちょっと書き取れなかったんですけど、橋梁維持費のところ工事の請負ですけれども、長寿命化修繕工事と耐震補強補修工事2つに分かれてるんですけども、東名5橋、富二平橋と違って、それはごめんなさい、どちらの方に。~~
- 委員長（井出悟） 暫時休憩します。
- 委員長（井出悟） 再開します。二ノ宮委員。
- 委員（二ノ宮善明） 取り消します。
- 委員長（井出悟） 二ノ宮委員。

- 委員（二ノ宮善明） すみません、滝ヶ窪橋は。説明してください。
- 委員長（井出悟） 建設管理課長
- 建設管理課長 こちらは防災計画の見直しによりまして、向田小学校こちらが広域避難地になっております。その関係上、滝ヶ窪橋につきましてはその輸送路に該当するため耐震補強を行いたいと考えております。
- 委員長（井出悟） 土屋委員。
- 委員（土屋主久） 15 節の工事請負費、長寿命化修繕工事と耐震補強修繕工事とですね、その上の 13 節は工事において関係してきますか。
- 委員長（井出悟） 建設管理課長
- 建設管理課長 こちらについては、委託費については今年度実施しまして来年度の工事の要望に役立てたいと考えております。また、点検等につきましては 5 年に 1 回ということですので実施しなければならない項目になりますのでこちらはどんどん進めていくというように考えております。
- 委員長（井出悟） 土屋委員。
- 委員（土屋主久） それについてはわかりました。この 2 つの修繕工事と補強工事ですね。こちらについては発注済になってますか。
- 建設管理課長 暫時休憩をお願いします。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩します。
- 委員長（井出悟） 再開します。建設管理課長
- 建設管理課長 こちらについては、一部は発注済であります。
- 委員長（井出悟） 土屋委員。
- 委員（土屋主久） 繰越が結構多いんで、早期の発注ということで前にもお願いして、そうしていくということだったんで早期発注ということに心がけていただきたいと思います。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 県の緊急輸送路に沿った対象の橋は全部でいくつくらいになりますか。
- 建設管理課長 ちょっと暫時休憩。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩します。
- 委員長（井出悟） 再開します。建設管理課長
- 建設管理課長 こちらのほうは、市の緊急輸送路になります。市が管理している道路の緊急輸送路ということで、こちら 12 橋現在予定しております。
- 委員（賀茂博美） 休憩していいですか。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩します。
- 委員長（井出悟） 再開します。賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） この 12 橋のこれからの耐震化計画のようなものは、どうなってるっしゃいますか。
- 委員長（井出悟） 建設管理課長

- 建設管理課長 こちらのほうにつきましては、もうすでに今年度来年度で完了する見込みでいます。緊急輸送路につきましては。今後は避難路とあるいは孤立地域、こういったところに拡大していきたいと考えております。
- 委員（賀茂博美） ちょっと休憩してください。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩します。
- 委員長（井出悟） 再開します。小林委員。
- 委員（小林俊） 26 ページの社会資本の市道1-4号線、ちょっとこの内容をもう一回説明してください。場所とか。
- 委員長（井出悟） 建設管理課長
- 建設管理課長 こちらは市道1-4号線外と書いてありますが、さきほど土屋議員からもありましたとおり1-4号線についてはすでにある財源で発注をしております。これ舗装補修になります。その他としましては、道路橋等の修繕、あるいは一部は通学路等が増額で要望がきたものですからそちらの修繕というふうに考えております。
- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） あちこちにいろいろありますよとそういうことですね。
- 委員長（井出悟） 建設管理課長
- 建設管理課長 こちらについては道路照明灯等いわゆる合同点検に伴う通学路の修繕箇所というかたちになりますので市内全域が対象となっております。
- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） 前のページ25ページのたとえば長寿命化だと国からは橋の長寿命化1,600万きていて設計委託が200万じゃないですか。そうするとその工事請負費に充当する分が残りの1,400万くらいっていうそういう解釈でいいですか。設計委託77万か、じゃあ210万のうち77万か。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩します。
- 委員長（井出悟） 再開します。建設管理課長。
- 建設管理課長 こちらのほうは事業の方につきましては国の補助率は55%で計算しております。
- 委員長（井出悟） その他よろしいですか。分科会外委員の質疑をお受けいたします。分科会外委員の質疑はございますか。
- （「なし」の声あり。）
- 委員長（井出悟） 分科会外委員の質疑を終わります。
- 委員長（井出悟） 以上で第49号議案の内の関係部分に関する質疑を終わります。これより第49号議案の内の関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。
- （「なし」の声あり。）
- 委員長（井出悟） 分科会外委員の意見はありませんか。

(「なし」の声あり。)

○委員長（井出悟） 以上で第 49 号議案の内の関係部分に関する意見を終わります。以上で建設管理課の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

9 時 27 分 休憩

9 時 28 分 再開



## 建設課の審査（第 49 号）

- 委員長（井出悟） 再開いたします。次に建設課の審査を行います。発言の際には、録音の関係上必ずマイクをご使用願います。第 49 号議案の内の関係部分の審査になります。建設課長の説明を求めます。建設課長。
- （建設課長、説明）
- 委員長（井出悟） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 先に 1 回休憩してください。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩します。
- 委員長（井出悟） 再開します。賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 道路新設改良費の中の電柱の移設の件に関して、これは全額市のほうの負担になりますか。
- 委員長（井出悟） 建設課長。
- 建設課長 市のほうの負担になります。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 単純にこれが 2 本分の金額で 177 万 2 千円ということでしょうか。
- 委員長（井出悟） 建設課長。
- 建設課長 はい、そのとおりです。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） これは基本的に市が全額負担するものになるのが前提ですか。
- 委員長（井出悟） 建設課長。
- 建設課長 電柱も所有者、要は道路に入っているもの、民地に入っているもの、行き先が民地であったり官地であったりといったところで、負担するのが市か電柱会社か半分ずつ折半ということもございます。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） この 2 本はどのタイプになりますか。
- 委員長（井出悟） 建設課長。
- 建設課長 この 2 本は市が全額負担するかたちになります。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 26 ページのほうですけども、同じく 19 節の中の先ほど市道 4388 号線の計画変更することによって今回地下埋設管があたってしまったということですか。
- 委員長（井出悟） 建設課長。
- 建設課長 はい、そうです。
- 委員（賀茂博美） 暫時休憩してください。

- 委員長（井出悟） 暫時休憩します。
- 委員長（井出悟） 再開します。小林委員。
- 委員（小林俊） 今のところですけど、場所はどこになるんですか。
- 建設課長 暫時休憩してください。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩します。
- 委員長（井出悟） 再開します。建設課長。
- 建設課長 須山のですね、県道と市道 4388 号線が合流するところなんですけど。暫時休憩してください。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩します。
- 委員長（井出悟） 再開します。建設課長。
- 建設課長 県道富士裾野線を登っていきまして、須山支所をそのままこえて昔の三島屋さんのガソリンスタンドがありますが、その先になります。
- 委員長（井出悟） 他に質疑ありますか、賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 今の特定防衛施設道路整備事業費の中で、財源振替として市道 318 号線を減額して振替えてるのですが、この市道 318 号線の工事はどういうふうになってしまうのですか。
- 委員長（井出悟） 再開します。建設課長。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩します。
- 委員長（井出悟） 再開します。賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 工事請負費で計上していた 1,103 万 2 千円を今回 19 節のほうに替えてますが、もともとその工事をするはずであった市道についての工事はどうなりますか。
- 委員長（井出悟） 建設課長。
- 建設課長 現在工事の内容を年度も改まりまして先ほども話しました 2388 号線なんかの組み換えをしなければならぬ部分もございまして、再度見直しを行いまして他の工事箇所からもってくるというか、全体で見直しを行って電柱移設費をうみだしたような形になります。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 他の工事には影響は出ない形で財源を集めたということによろしいんですか。
- 委員長（井出悟） 建設課長。
- 建設課長 他の工事、出来ない部分だったりとかそういった部分を精査して、当初予定していた金額よりも小さくなる工事もございまして、その中でやりくりをしています。ですので質問ありました他の工事に影響がないかというところというわけではありませんけれども、見直し中でお金をうんでいるかたちになります。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） ちなみにこの事業は、特定防衛施設道路整備ということ

で国の補助も入りますか。

- 委員長（井出悟） 建設課長。
- 建設課長 防衛省のほうから補助金をいただいております。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） その財源のやりくりは、その補助の中では可能ということでしょうか。
- 委員長（井出悟） 建設課長
- 建設課長 防衛省のほうにも確認しながらやりくりをさせていただいております。
- 委員長（井出悟） 他はよろしいですか。分科会委員の質疑を終わります。分科会外委員の質疑をお受けいたします。中村委員。
- 分科会外委員（中村純也） お願いします。25 ページの今の工事請負費の部分ですけれど、昨年実施しなくなった道路は何本あるんですか。
- 委員長（井出悟） 建設課長。
- 建設課長 実施しなくなった事業自体はございません。ただ事業の中には県だったりだとか、東海財務なんかと協議をしながら進めなければいけない事業がございますのでその関係で一部ちょっとできないところが生じてしまった部分がありますので、その部分のお金を充当したりとかしております。
- 分科会外委員（中村純也） 暫時休憩をお願いします。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩します。
- 委員長（井出悟） 再開します。中村委員。
- 分科会外委員（中村純也） 減額によって実施しようとした距離は短くなったということでしょうかね。
- 委員長（井出悟） 建設課長。
- 建設課長 今考えておりますのは、当初は橋台を2基作ろうと思っていた箇所がございますが、その部分で先ほど申し上げた通り東海財務等々の協議が長引いた関係で橋台を1基に変更しようと思っております。
- 委員長（井出悟） 中村委員。
- 分科会外委員（中村純也） ~~次のページの19節のほうですけれども、金額一緒ですけれども積み上げ金額が偶然一緒だったことになりますか。~~
- 建設課長 暫時休憩願います。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩します。
- 委員長（井出悟） 再開します。中村委員。
- 分科会外委員（中村純也） 今の質疑取り消します。
- 委員長（井出悟） そのほか質疑はございますか。分科会外委員の質疑を終わります。以上で第49号議案の内の関係部分に関する質疑を終わります。これより、第49号議案の内の関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。

(「なし」の声あり。)

○委員長（井出悟） 分科会外委員の意見をお伺いします。

(「なし」の声あり。)

○委員長（井出悟） 以上で第 49 号議案の内の関係部分に関する意見を終わります。以上で建設課の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

9時47分 休憩

9時50分 再開

## まちづくり課の審査（第 49 号）

- 委員長（井出悟） 再開いたします。まちづくり課の審査を行います。発言の際には、録音の関係上必ずマイクをご使用願います。第 49 号議案の内の関係部分になります。まちづくり課長の説明を求めます。まちづくり課長。（まちづくり課長、説明）
- 委員長（井出悟） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。小林委員。
- 委員（小林俊） 26 ページの平松深良線のところですけど、管理課の説明では土地の取得については国庫のお金が減らされたけれども、この工事のほうは増やしますとそういう解釈でいいんですか。
- 委員長（井出悟） まちづくり課長。
- まちづくり課長 建設管理課のほうで説明があったということですけども、工事のほうで少し増やすという解釈をさせていただいて結構です。
- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） それは、土地取得にはこれだけつける、工事にはこれだけつけるというふうに国からきているってそういうことですか。
- 委員長（井出悟） まちづくり課長。
- まちづくり課長 当初の配分でいきますと工事に対していくら、補償に対していくらかと来ております。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 建築指導費の件で、先ほど来県が実施主体となるということなんですが、市としてはかかわりとしては窓口になるという程度になるということですか。
- 委員長（井出悟） まちづくり課長。
- まちづくり課長 こちらの耐震につきましては、診断、計画それから改修工事と大きく 3 つに分かれますが診断はすべて県のほうで実施と、計画と工事の内容につきましては市のほうでもですね助成を行っていくと、県と併せて助成を行っていくということになります。
- 委員長（井出悟） そのほかございますか。質疑を終了いたします。分科会外委員の質疑をお受けいたします。分科会外委員の質疑を終了いたします。以上で、第 49 号議案の内の関係部分に関する質疑を終わります。これより、第 49 号議案の内の関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。

（「なし」の声あり。）

- 委員長（井出悟） 分科会外委員の意見をお伺いいたします。

（「なし」の声あり。）

- 委員長（井出悟） 以上で第 49 号議案の内の関係部分に関する意見を終わり

ます。以上でまちづくり課の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

9時54分 休憩  
10時00分 再開

## 区画整理課の審査（第 49 号）

- 委員長（井出悟） 再開いたします。区画整理課の審査を行います。発言の際には、録音の関係上必ずマイクをご使用願います。第 49 号議案の内の関係部分の審査になります。区画整理課長の説明を求めます。区画整理課長。（区画整理課長、説明）
- 委員長（井出悟） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。小林委員。
- 委員（小林俊） 26 ページの裾野駅周辺整備費です。国から内示が 3 千何百万増えて、市債も増やして一般財源からも入れて 2 分の 1 ですね、これ。それと委託料の減、工事請負費の増はどういう係わりがあるのですか。
- 委員長（井出悟） 区画整理課長。
- 区画整理課長 内示に伴い補助申請を行いました。その際に単価の見直し、あるいは発注の形態、2 件の発注を 1 件にまとめる等々検討した結果、このような差が生じたということでございます。
- 委員（小林俊） 暫時休憩願います。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩します。
- 委員長（井出悟） 再開します。よろしいですか。分科会委員の質疑を終わります。分科会外委員の質疑をお受けいたします。分科会外委員の質疑を終わります。以上で、第 49 号議案の内の関係部分に関する質疑を終わります。これより、第 49 号議案の内の関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。
- （「なし」の声あり。）
- 委員長（井出悟） 分科会外委員の意見をお伺いいたします。
- （「なし」の声あり。）
- 委員長（井出悟） 以上で第 49 号議案の内の関係部分に関する意見を終わります。以上で区画整理課の質疑を終わります。以上で建設部関係の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

10 時 09 分 休憩

10 時 10 分 再開

## 産業部

○委員長（井出悟） 再開いたします。産業部関係の審査に入ります。発言の際には、録音の関係上、必ずマイクをご使用願います。

産業部長の総括説明を求めます。産業部長。

（産業部長、総括説明）

○委員長（井出悟） 総括説明は終わりました。

## 演習場対策室の審査（第 49 号議案）

○委員長（井出悟） はじめに、農林振興課の審査を行います。第 49 号議案の内の関係部分、第 35 号議案及び第 45 号議案の審査になります。はじめに第 49 号議案の内の関係部分の審査を行います。演習場対策室長の説明を求めます。演習場対策室長。

（演習場対策室長、説明）

○委員長（井出悟） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。土屋委員。

○委員（土屋主久） 今の説明を受けたですね用沢の 2 号調整池、そのですね今回の浚渫量って土量はどれくらい搬出するのか教えてください。

○委員長（井出悟） 演習場対策室長。

○演習場対策室長 当初の予算ですと、4,500 m<sup>3</sup>の予定でございました。今回の補正で 1,700 m<sup>3</sup>弱ですね、増やして排砂できると思われれます。

○委員長（井出悟） はい、賀茂委員。

○委員（賀茂博美） ご説明の中で南関東防衛局のほうからの依頼というお話があったんですが、当初予算でも同じ場所の排砂工事をあげてましたが、またこれ追加出来た理由というのは何かわかりますか。

○委員長（井出悟） 演習場対策室長。

○演習場対策室長 毎年南関東防衛局等々ヒアリングをして委託の事業量については調整をしております。当初予算につきましては 11 月ぐらい時点での話し合いの結果の金額というか数量でございます。南関東防衛局は本庁ですね、防衛省本省と折衝して予算を決定します。4 月以降に実施依頼、正確な実施依頼がまいります。それが御殿場市とか裾野市とかですね若干増額した形で実施依頼が来たものですからその金額に合わせて増額をするというものでございます。ちなみに前年度につきましては、本年度とは違ってですね倍とか 3 倍に排砂量を増やしたいというような説明がありましたが、そういう場合には個別に打ち合わせをしますけれども今回については例年通りですね国のほうの予算の配分の決定に従って若干というかですねその金額に合わせた増額をするというものでございます。以上です。



- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） はい、ありがとうございます。この工事等に等がついているのですが、排砂工事以外にも何か実施する予定になってますか。
- 委員長（井出悟） 演習場対策室長。
- 演習場対策室長 工事請負費については、排砂工事のみでございます。
- 委員（賀茂博美） 休憩してください。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩します。
- 委員長（井出悟） 再開します。二ノ宮委員。
- 委員（二ノ宮善明） 教えてください。排砂量が 4,500 m<sup>3</sup>から 1,700 m<sup>3</sup>になったということなんですが。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩します。
- 委員長（井出悟） 再開します。
- 委員（二ノ宮善明） 増加分、はい。それを足した分ということと、2号調節池の何割くらいが排砂できることになるんですか。
- 委員長（井出悟） 演習場対策室長。
- 演習場対策室長 正確にはですね、把握はしておりませんが、他にも調節池がありますので正確に測量をするということになっております、近々ですね。設計値限界に近付いているのが用沢川2号調節地だということで毎年ですね予算の付く限りというか排砂をしている状況で、3年前から実施をしているのですが実は雨によって毎日毎日砂が入り込んでいるという状況もありまして詳細は定かではないんですけれど、定かではないというお答えと。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩します。
- 委員長（井出悟） 再開します。小林委員。
- 委員（小林俊） 今の砂ですけど、排砂した砂はどこに投棄というか、どこにもっていくんですか。
- 委員長（井出悟） 演習場対策室長。
- 演習場対策室長 約 1.5 キロくらい離れた又沢川調節地の周辺におくことになっております。
- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） そこは大雨が降ってもある程度安定してそこにいるという地形になっているんですかね。
- 委員長（井出悟） 演習場対策室長。
- 演習場対策室長 その通りでございます。安全な場所です。
- 委員長（井出悟） ほかに質疑はございますか。委員の質疑を終わります。分科会外委員の質疑をお受けいたします。
- （「なし」の声あり。）
- 委員長（井出悟） 質疑を終了いたします。以上で、第 49 号議案の内の関係部分に関する質疑を終わります。これより、第 49 号議案の内の関係部分に

ついて意見を伺います。賛否に関する意見はありませんか。

(「なし」の声あり。)

○委員長(井出悟) 分科会外委員の意見をお伺いいたします。

(「なし」の声あり。)

○委員長(井出悟) 以上で、第49号議案の内の関係部分に関する意見を終わります。暫時休憩いたします。

10時33分 休憩

10時34分 再開

## 農林振興課の審査（第 35 号議案）

- 委員長（井出悟） 再開いたします。次に第 35 号議案に審査になります。農林振興課長の説明を求めます。農林振興課長。
- （農林振興課長、説明）
- 委員長（井出悟） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はございませんか。二ノ宮委員。
- 委員（二ノ宮善明） すみません、条例の第 2 条。基金として積み立てる額は予算で定める額とするということですが、これは毎年度予算で定める額ということよろしいですか。
- 委員長（井出悟） 農林振興課長。
- 農林振興課長 毎年度予算で計上いたします。
- 委員長（井出悟） 二ノ宮委員。
- 委員（二ノ宮善明） 目標額というか、それを設定しないというのはどういう理由ですか。
- 委員長（井出悟） 農林振興課長。
- 農林振興課長 あくまで単年度での全額執行が前提となっておりまして、今後の事業化に関してですね複数年度まとめたほうが良いような事案がある場合にはこの基金を活用させていただきますが、基本的には単年度での執行を前提としているからであります。
- 委員長（井出悟） 二ノ宮委員。
- 委員（二ノ宮善明） そうしますとまったく目標額を設定しないまま毎年度毎年度やっていくということですね。
- 委員長（井出悟） 農林振興課長。
- 農林振興課長 目標額は特に設定いたしません。
- 委員長（井出悟） 土屋委員。
- 委員（土屋主久） 第 6 条のほうで、林業振興対策に要する経費ということですね、それで法律のほうでいうと間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進、普及啓発等の森林整備、その促進に関する費用ということで使途については定められているんですけども、どのような事業に充当すると考えていますか。
- 委員長（井出悟） 農林振興課長。
- 農林振興課長 当面はですね市域の 6 割以上が森林でございますので、他の補助制度で手が届かないようなところの森林整備を考えてまいりたいと思っております。その後ですね森林所有者の意向調査ですとかそういったものもですね引き続き手掛けてまいりたいと考えております。
- 委員長（井出悟） 土屋委員。
- 委員（土屋主久） 森林整備って言ってもかなり幅があるんで森林整備の何

を進めるのかって。例えば間伐なりですね、林道整備なりですね、そのへんはお聞かせ願いたいですけども。

○委員長（井出悟） 農林振興課長。

○農林振興課長 間伐を含めたですね例えば道際の伐採ですとか、そういったかたちですね既存の補助事業で手がでないような伐採行為というのがございましてそういったところを森林整備としては考えてまいりたいと考えております。

○委員長（井出悟） 土屋委員。

○委員（土屋主久） 課長も一緒に確か行ったと思うんですけど、木材利用の促進とかね、担い手の育成っていうかですね、そういうところが凄く大切じゃないかな。かなりの森林面積、でもう完全にもう市場に搬出できるそういうような木がそろっているわけですので、その辺の木材利用の促進についてはどう考えているかお願いします。

○委員長（井出悟） 農林振興課長。

○農林振興課長 この木材利用の促進につきましては、既存の事業体からでもですね木材市場に搬出を一生懸命やっていた状態でございます。これらにですねさらに支援できるような事業を現在林業事業体と協議を進めさせていただいているところでございます。以上です

○委員長（井出悟） 小林委員。

○委員（小林俊） 第6条のところですけども、獣害対策なんかも林業振興になると思うんですが、そういう可能性もありますか。

○委員長（井出悟） 農林振興課長。

○農林振興課長 鳥獣害対策もこの林業振興の一部として考えることが出来ます。

○委員長（井出悟） 賀茂委員。

○委員（賀茂博美） まず2条で予算で定める額ということになっていましたけれども、これは例えば国のほうで譲与税のうちの何%までは積み立てに回していいとかそういう基準がありませんか。

○委員長（井出悟） 農林振興課長。

○農林振興課長 特にそういう基準はございません。

○委員長（井出悟） 賀茂委員。

○委員（賀茂博美） その件はわかりました。3条の管理の部分ですがいくつかその管理方法について記載がされてますが、実質この条例が通ったあとどういった管理をしようと考えてらっしゃいますか。

○委員長（井出悟） 農林振興課長。

○農林振興課長 金融機関への預金という形で考えております。

○委員長（井出悟） 賀茂委員。

○委員（賀茂博美） そして近隣の状況についてご説明いただきましたけれど

もそのほかの市町、例えば御殿場、小山、富士あたりの情報ってお持ちになつてますか。

- 委員長（井出悟） 農林振興課長。
- 農林振興課長 御殿場と小山につきましては聞き取りを行っております。御殿場につきましては本年度3月議会で基金の設置の予定をしているということでございます。小山町につきましては、基金の設置の予定はないということでございました。
- 委員（賀茂博美） ちょっと休憩してください。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩します。
- 委員長（井出悟） 再開します、二ノ宮委員。
- 委員（二ノ宮善明） この基金条例を制定することによって運用とかですね、支出するとかそういうような組織体制というようなものは何か考えてらっしゃるですか。
- 農林振興課長 暫時休憩をお願いします。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩します。
- 委員長（井出悟） 再開します、農林振興課長。
- 農林振興課長 特段組織体制の変更は検討しておりません。
- 委員長（井出悟） 委員の質疑を終了いたします。委員外議員の質疑をお受けいたします。中村議員。
- 委員外議員（中村純也） 積み立ての部分ですけれども、単年度全額執行が前提であるということですが、積み立ての時点で事業目的がついて予算が決定されるものと解釈してよろしいですか。休憩をお願いします。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩します。
- 委員長（井出悟） 再開いたします、農林振興課長。
- 農林振興課長 おっしゃる通り用途を明確に決めたらうえで基金に積み立てるというような運用になります。
- 委員長（井出悟） 中村議員。
- 委員外議員（中村純也） そうするとその時点ではいつ頃実施したいという希望まで日程的にも出るということによろしいですかね。
- 委員長（井出悟） 農林振興課長。
- 農林振興課長 そのように考えております。
- 委員長（井出悟） 中村議員。
- 委員外議員（中村純也） それは第2条に記載する必要はありませんか。
- 農林振興課長 ちょっと休憩してください。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩します。
- 委員長（井出悟） 再開します、農林振興課長。
- 農林振興課長 特に第2条において規定する予定はございません。また規則等は現在定まっておりません。これにつきましては第6条に記載があります

通り林業振興対策に要する経費の財源に充てるという形で管理をしてまいりたいと考えております。

○委員長（井出悟） そのほかご質疑ございますか。委員外議員の質疑を終了いたします。以上で第 35 号議案に関する質疑を終わります。

#### 農林振興課の審査（第 45 号議案）

○委員長（井出悟） 次に第 45 号議案の審査になります。農林振興課長の説明を求めます。農林振興課長。

（農林振興課長、説明）

○委員長（井出悟） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はございますか。賀茂委員。

○委員（賀茂博美） 今回捕獲活動を出来るようにということなんですが、現在の実施隊の人数は何名いらっしゃいますか。

○委員長（井出悟） 農林振興課長。

○農林振興課長 現在は 14 名でございます。

○委員長（井出悟） 賀茂委員。

○委員（賀茂博美） そのうち猟友会に入ってる方はいらっしゃいますか。

○委員長（井出悟） 農林振興課長。

○農林振興課長 猟友会員は 11 名でございます。

○委員長（井出悟） 賀茂委員。

○委員（賀茂博美） そして先ほど課長のご説明だと、わな免許を持たなくても実施隊であれば捕獲活動が可能だとお話しありましたが、研修とか捕獲に関する知識を得る必要はどこかで規定してありますか。

○委員長（井出悟） 暫時休憩します。

○委員長（井出悟） 再開します、農林振興課長。

○農林振興課長 これにつきましては、猟友会内部でですね、わな師だけの集まり等々ございます。そういったところでですね銃猟の免許を所持する人間がですね一緒に出てって実地で研修したりですとか、あるいはわなに関するその他講習会等ありましたらですね、そちらにも出て行っていただく等々を行いまして技術の習得に努めていただきたいと思いますと考えております。

○委員長（井出悟） 賀茂委員。

○委員（賀茂博美） 今回捕獲活動が可能になったということで、今までの鳥獣被害または通報等に迅速に対応できる体制が出来上がるというふうに思っていますよろしいですか。

○委員長（井出悟） 農林振興課長。

○農林振興課長 現在の実施隊員もですね緊急のパトロール等々につきまして

は、十分に対応していただいているところですが、今回の条例の改正によりましてパトロールだけではなくてそのまま一連で捕獲活動まで移れるというところで考えております。以上です。

- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 今回この条例改正をするにあたって実施隊の方からも要請があつて改正されたと思つてよろしいですか。
- 委員長（井出悟） 農林振興課長。
- 農林振興課長 主には行政側からの依頼によりまして実施隊中心構成員である猟友会の方にですねご了解をいただいたという経緯がございます。
- 委員長（井出悟） 二ノ宮委員。
- 委員（二ノ宮善明） 有害鳥獣のパトロールというのは決まってるんじゃないんですか。実施するというのは。実施時期とかそういうようなものは。回数とか。
- 委員長（井出悟） 農林振興課長。
- 農林振興課長 実施隊につきましては特に市街地周辺でのですね、目撃情報に基づいて緊急で出動していただくという前提でおりますので現在のところ今決まったパトロール活動というかたちでは行っておりません。
- 委員長（井出悟） 二ノ宮委員。
- 委員（二ノ宮善明） 毎月行ふとか、一か月ごとに行ふとかそういうようなのは決めたほうがよくないでしょうか。
- 委員長（井出悟） 農林振興課長。
- 農林振興課長 実施隊の中で検討して参りたいと思います。
- 委員長（井出悟） 委員の質疑を終了いたします。委員外議員の質疑をお受けいたします。岡本議員。
- 委員外議員（岡本和枝） 捕獲活動に関することという項目が入ることですが、この中に最近いろいろと言われている遠隔操作で捕まえる ICT を用いたような捕獲技術ということでスマート捕獲とか言われてる、こういうことも含まれるんでしょうか。
- 委員長（井出悟） 農林振興課長。
- 農林振興課長 具体的な捕獲方法につきましては鳥獣被害防止計画の中で規定をさせていただく予定ですが、想定がですね市街地、住宅地という想定をしておりますのでそうした大掛かりなですね設備を用いるものについては現在のところ防止計画の中で規定する予定はございません。
- 委員長（井出悟） 中村議員。
- 委員外議員（中村純也） 1点です。これまでは猟友会さんが主に実施して下さってたので安全は大丈夫だったと思うんですけれども、今回安全の担保はどこに持っていくんでしょうか。
- 委員長（井出悟） 農林振興課長。

- 農林振興課長 捕獲の具体的な方法に関する部分ですね、現在のところ想定しているのは、はこ毘の捕獲について可能にするというかたちで今現在想定をしております。これにつきましては、わな師の方々と十分に研修を積んだうえで安全は担保できるものと考えております。
- 委員長（井出悟） 中村議員。
- 委員外議員（中村純也） はこ毘のみというのはどこに記載されるんですか。
- 委員長（井出悟） 農林振興課長。
- 農林振興課長 こちらにつきましては、被害防止計画の中で規定をしております。
- 委員長（井出悟） その他質疑はございますか。委員外議員の質疑を終了いたします。以上で第45号議案に関する質疑を終わります。以上で農林振興課の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

10時59分 休憩

11時01分 再開



## 産業振興課の審査（第 49 号議案）

- 委員長（井出悟） 再開いたします。産業振興課の審査を行います。発言の際には、録音の関係上必ずマイクをご使用願います。第 49 号議案の内の関係部分の審査になります。産業振興課長の説明を求めます。産業振興課長。（産業振興課長、説明）
- 委員長（井出悟） 説明は終わりました。質疑に入ります。質疑はありますか。賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 今の産業プラットフォームの件ですが、努力をして 300 万減ということでしたけれど、具体的にこの 300 万は何を削減したものになりますか。
- 委員長（井出悟） 産業振興課長。
- 産業振興課長 削減ではなくて自主事業を増やして収益をあげたうえでの 300 万円減となります。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） 具体的にどういった事業で 300 万円の収入が得れるという計画になっていますか。
- 委員長（井出悟） 産業振興課長。
- 産業振興課長 昨年度から実施しておりますキャンプ関係の連携事業等を含めてその他レンタルスペース等の活用の増というのを見込んでおりまして、その分で 300 万円減というふうなかたちになっております。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） ご説明の中に国からの交付金として 300 万円が少なかったということなんですが、これ予算の段階ではまだ確定はしていなかったということですか。
- 委員長（井出悟） 産業振興課長。
- 産業振興課長 3 月の時点でしたので、予算を設定する時点ではまだ確定しておりませんでした。
- 委員長（井出悟） 賀茂委員。
- 委員（賀茂博美） それとですね今回補正予算の中で。ちょっと休憩してください。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩します。
- 委員長（井出悟） 再開いたします、小林委員。
- 委員（小林俊） 今の産業連携プラットフォームの 300 万減の具体的な内容については答弁あったんですけど。
- 委員長（井出悟） 産業振興課長。
- 産業振興課長 しました。
- 委員長（井出悟） 小林委員。

- 委員（小林俊） これは今年度でおしまいの交付金ですよ。
- 委員長（井出悟） 産業振興課長。
- 産業振興課長 その通りです。
- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） ここで補正で聞いても仕方がないかもしれないけど、そのあとはどういう見通しになるか、現状の見通しはどうか。
- 委員長（井出悟） 産業振興課長。
- 産業振興課長 現在、予算等の問題もありますので財政、企画等々調整中があります。
- 委員長（井出悟） 小林委員。
- 委員（小林俊） どういう調整ですか。
- 委員長（井出悟） 産業振興課長。
- 産業振興課長 どちらかという予算面での調整になります。
- 委員（小林俊） 暫時休憩願います。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩します。
- 委員長（井出悟） 再開します、そのほか分科会委員の質疑はございますか。土屋委員。
- 委員（土屋主久） 先ほどもちょっと出てるんですけども、これやってて事業の成果っていうか、表れてるのかなってのがちょっと疑問なんですけども。さっきキャンプがどうのこうの言ってたんですけどね。実際そのキャンプがうんぬんの問題じゃないと思うんですよ。肝心なところの成果が上がってるかどうかそこをお聞かせください。
- 委員長（井出悟） 産業振興課長。
- 産業振興課長 今議員ご指摘の通りひとつは自主事業で自分たちの運営を行っていく部分というのが今のお話の通りで、もうひとつが産業連携プラットフォームとしての事業っていうふうな捉え方をさせていただければいいと思います。現在もう4月から3件くらいは新しく起業促進をちょっとしております。3件くらいは起業を実際には、すみません今2件ですね、今2件は確定して起業をなさっております。
- 委員長（井出悟） 分化会委員の質疑を終わります。分化会外委員の質疑をお受けいたします。三富委員。
- 分化会外委員（三富美代子） 1点確認させてください。今のところで交付金の減によるものということなんですけれども一般財源をマイナス300万になっているこの理由をお願いします。
- 委員長（井出悟） 産業振興課長。
- 産業振興課長 先ほどもちょっとご説明させていただいた通り国からの交付金がまず300万円削減になったということでそれに合わせて自主財源を本来300万円単費として出さなければならないところを、受託者の努力によって

単費の300万円を削減をしたようなかたちで対応できるというようなかたちになっております。

○委員長（井出悟） 三富委員。

○分科会外委員（三富美代子） ご説明の事はわかるんですけど、財政的な処理として交付金そのものが減ってますよってということは、そういうことなんですか形状にしなくて大丈夫なんですか。

○委員長（井出悟） 産業振興課長。

○産業振興課長 交付金につきましては、すでに減らしてあります。すみません、暫時休憩をお願いします。

○委員長（井出悟） 暫時休憩します。

○委員長（井出悟） 再開します、産業振興課長。

○産業振興課長 当初2,500万円の事業ということで執り行っておりました。

国のほうから今年度950万円というかたちになりまして、上乗せで600万円単費のほうを行っていたんですけどもその部分の300万円を削減するというようなかたちで受託者のほうから申請が上がってきてると。その300万円を今回削減をするというようなかたちになってます。

○委員長（井出悟） 三富委員。

○分科会外委員（三富美代子） じゃあ確認します。交付金の300万は当初予算のほうにのせてあったという理解でいいですか。それで減った部分を一般財源で減らすということを今回の補正で行ったということですか。

○委員長（井出悟） 産業振興課長。

○産業振興課長 その通りで当初上乗せ部分を持っていたんですけども、先ほどもお話があった通りに今年度で補助金が終了してしまう、来年度以降もし実施していくのであれば自主財源で行っていかなければならないような、単費と受託先の自主財源で行っていかなければならないということで、今年度から来年度に向けた準備というものを受託者のほうで自主的に執り行っていく、要は補助金を減らすことによって自分たちの活動をうまく持っていけるかってことが出来るというふうな確認をしたうえで300万円を減らしているというようなかたちで捉えていただければと思います。

○委員長（井出悟） 暫時休憩します。

○委員長（井出悟） 再開します、三富委員。

○分科会外委員（三富美代子） 概要説明のところでも交付金の減によるってというような書き方をされているのでちょっとそれでわかりにくかったかなって感じがします。いいです、わかりました。

○委員長（井出悟） 中村委員。

○分科会外委員（中村純也） 確認します。この産業連携ですけど、国の補助の減額分を自主事業を増やして努力した結果プラットフォームの事業が出来なかったもんでこの300万を減らすっていうのではないんですね。事業は

しっかり出来てるってことでいいですか。

- 委員長（井出悟） 産業振興課長。
- 産業振興課長 その通りです。
- 委員長（井出悟） 中村委員。
- 分化会外委員（中村純也） これ交付金ですので補助金じゃない、ですので補助を減らすっていう考えではないと思うんです。実質 300 万円の寄附じゃないんでしょうか。
- 産業振興課長 暫時休憩してもらっていいですか。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩します。
- 委員長（井出悟） 再開します、産業振興課長。
- 産業振興課長 寄附ではないです。
- 委員長（井出悟） 中村委員。
- 分化会外委員（中村純也） わかりました。最後、自主事業の部分の人件費は交付金ではみてないってことで確認させてください。
- 委員長（井出悟） 産業振興課長。
- 産業振興課長 その通りです。
- 委員長（井出悟） 内藤委員。
- 分化会外委員（内藤法子） 先ほどの効果というところの答弁でひとつ確認させていただきたいのですが、2 件が起業しているということですがこれは市民でしょうか、市民というか市内、裾野市における効果なんですか。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩します。
- 委員長（井出悟） 再開します、産業振興課長。
- 産業振興課長 市民ではないです。
- 委員長（井出悟） 内藤委員。
- 分化会外委員（内藤法子） 市民の方の意見だと市外の利用が多くて市内の波及効果が少ないんじゃないかということでこの事業に対する疑問があるんですけどそれに対してはどのように考えられましょうか。
- 委員長（井出悟） 産業振興課長。
- 産業振興課長 市民の利用は 6 割、市外の方が 4 割というような大体のスタンスで利用されております。広域で行っていくというようなかたちで当初からお話をしておりますので数字的にはいいかなと感じております。
- 委員長（井出悟） 内藤委員。
- 分化会外委員（内藤法子） 最後にもう 1 回確認します。これまでの起業の中の割合は市内と市外はどれくらいでしょうか。
- 産業振興課長 ちょっと暫時休憩を。
- 委員長（井出悟） 暫時休憩します。
- 委員長（井出悟） 再開します、産業振興課長。

- 産業振興課長 大体市民の起業は4割です。
- 委員長（井出悟） 内藤委員。
- 分化会外委員（内藤法子） その件は理解しましたがけれども、なかなか市民にとってわかりにくい、伝わりにくいというところで予算を投入するのにはどうかというご批判があるので質問しました、以上です。終わりです。
- 委員長（井出悟） その他質疑はございますか。分化会外委員の質疑を終わります。以上で、第49号議案の内の関係部分に関する質疑を終わります。これより、第49号議案の内の関係部分について意見を伺います。賛否に関する意見はありますか。
- （「なし」の声あり。）
- 委員長（井出悟） 分科会外委員の意見をお伺いします。
- （「なし」の声あり。）
- 委員長（井出悟） 以上で、第49号議案の内の関係部分に関する意見を終わります。以上で産業振興課の質疑を終わります。以上で産業部関係の質疑を終わります。暫時休憩いたします。

11時24分 休憩

11時32分 再開

## 討論・採決（第 35 号、第 45 号）

○委員長（井出悟） 再開いたします。ただいまから本委員会に付託されました第 35 号議案裾野市林業振興基金条例を制定することについての討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（井出悟） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。ただいまから採決いたします。本委員会に付託されました第 35 号議案裾野市林業振興基金条例を制定することについて を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（井出悟） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。次に本委員会に付託されました第 45 号議案裾野市鳥獣被害対策実施隊設置条例の一部を改正することについての討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（井出悟） 討論なしと認めます。以上で討論を終わります。ただいまから採決いたします。本委員会に付託されました第 45 号議案裾野市鳥獣被害対策実施隊設置条例の一部を改正することについて を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（井出悟） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。以上で、本委員会に付託された本日の議案の審査はすべて終了いたしました。予算関係の議案につきましては、来る 6 月 25 日の予算決算委員会で、分科会委員長報告をいたします。その他の議案につきましては、来る 6 月 27 日の本会議で委員長報告をいたします。審査にご協力賜りましたことに感謝申し上げます。予算決算委員会産業建設分科会及び産業建設委員会を閉会いたします。

11 時 33 分 閉会

14 時 34 分 開会

○委員長（賀茂博美） ただいまから、予算決算委員会を開会いたします。本日の会議は、先の本会議において本委員会に付託となりました議案についての審査を行います。なお、付託されました議案は、6月13日開催の当委員会において分科会を設置し、それぞれ審査をいただきました。第49号議案から第52号議案について を議題といたします。はじめに第49号議案令和元年度裾野市一般会計補正予算（第2回）の内の関係部分について、総務分科会における審査の報告を求めます。総務分科会委員長。

○総務委員会委員長（中村純也） 総務委員会報告をいたします。過日の本会議において、予算決算委員会に付託となりました議案のうち、総務分科会に割り振られた事項について、審査の経過概要を報告いたします。分科会は去る6月14日、委員7名全員出席のもと開会し、担当部課長等の出席を求めて、慎重な審査を行いました。詳細な審査内容につきましては、会議録を正確にまとめ、保存いたしますので省略させていただき、以下、概要について報告いたします。

「第49号議案 令和元年度 裾野市一般会計 補正予算（第2回）」のうちの関係部分について報告いたします。

企画部関係です。

企画政策課では、

【質疑】 すその一のエンジン不具合が1月に発覚したとのことだが、3月議会で対応しなかったのはなぜか。またこの間利用に支障はなかったのか。

【答弁】 故障発覚の後、修理等対応にかかる費用の詳細を把握したのが1月末であり、3月議会で補正計上する時期として間に合わなかったため6月となった。なお、バスについては運営会社において代用車両の手配ができたため、利用に影響を及ぼすことはなかった。

【質疑】 修理について費用は負担するが、市が直接実施するのではなく、運行委託しているバス会社に実施させる理由は。

【答弁】 すその一の車両はバス会社がファイナンスリースしているものであり、市は所有権を有していない。しかし、メンテナンスや修理など、運行に関する費用は、市の負担となるもので、所有者により修理を実施し、その経費を市が負担することになるため。

戦略広報課では、

【質疑】 東京駅常盤橋付近において広告スペースを得ることができた経緯は。

また市のPR広告の期間はどの位と考えているのか。

【答弁】 農林振興課で取り組んでいる薄層緑化の販路拡大の中で、常盤橋の再開発地域において場の利用の申し出があり、合わせて花壇の壁面において広告することが可能となった。2022年9月完了を目途とした再開発工事終了までの約2年半利用が可能で、無償貸与いただけることから今回取り組むこととした。移住に寄与できるようなデザインを検討し、PRしていきたい。

【質疑】 2年半の間、今回計上した予算以外に費用はかからないのか。

【答弁】 広告物そのものの耐用年数が約一年ということであるため、期間内に広告物の更新などの費用が見込まれる。また期間終了後の撤去費用は協議となる。

総務部関係です。

財政課では、

【質疑】 今回の補正の繰越金の額の根拠は。

【答弁】 担当課からの事業要望に対し、国費や市債等の財源を優先して算出し、残る部分について一般財源からの歳出が必要になったため、その一般財源分に繰越金を充てたものとなっている。

行政課では、

【質疑】 市有地売却にあたり、売却方法は。また売却後の利用形態に条件はつけるのか。

【答弁】 鑑定と工事終了が確認された後に、一般公募として入札を実施する予定。利用条件については特に定めない。

各課の質疑終了後、賛否に関する意見の有無について委員に確認いたしましたが、特に意見はありませんでした。

以上が第49号議案のうちの関係部分の審査概要報告であります。

以上が、総務分科会に割り振られた事項の審査の経過概要であります。

審査にご協力いただきました皆様に感謝を申し上げまして、総務分科会委員長報告といたします。

○委員長（賀茂博美） 総務分科会委員長の報告は終わりました。次に第49号議案令和元年度裾野市一般会計補正予算（第2回）の内の関係部分、第50号議案令和元年度裾野市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）、第51号議案令和元年度裾野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1回）、第52号議案令和元年度裾野市介護保険特別会計補正予算（第1回）について、厚生文教分科会における審査の報告を求めます。厚生文教分科会委員長。

○厚生文教分科会委員長（杉山茂規） 厚生文教分科会の報告をいたします。

過日の本会議において、予算決算委員会に付託となりました議案のうち、厚生文教分科会に割り振られた事項について、審査の経過概要をご報告いたします。分科会は去る6月17日、委員6名全員出席のもと開会し、担当部課



長等の出席を求めて、慎重な審査を行いました。詳細な審査内容につきましては、会議録を正確にまとめ、保存いたしますので省略をさせていただき、以下、概要についてご報告申し上げます。

「第 49 号議案 令和元年度 裾野市一般会計補正予算（第 2 回）」のうちの関係部分についてご報告いたします。

はじめに、教育部関係です。教育総務課では、

【質疑】 小学校校舎耐震補強・大規模改造工事の工事請負費が、大幅減となっているがその内容と、予算の見込みは。

【答弁】 富岡第一小学校の耐震・大規模工事のうち、空調設備設置工事分が国庫補助に採択されなかったため、仮設校舎建設費の按分分を耐震・大規模改造工事に含む形とした。工事費は現予算内で収まる見込み。

【質疑】 裾野市の教育のあり方検討事業として行うアンケート委託の詳細は。

【答弁】 適正な学校規模や教育環境についての質問を現裾野市教育振興基本計画の際の内容に追加してアンケート調査を行い、結果を次期計画策定にあたっての基礎資料としても活用する。対象は、小学 5 年生と中学 2 年生の児童生徒とその保護者、就学前児童の保護者として年長児の保護者、及び一般市民で、合計 3,000 人強に実施予定。調査方法は、学校や園で配布や回収を行い、一般市民は無作為抽出で郵送にて発送と回収を行いたい。

生涯学習課では、

【質疑】 スポーツ庁の運動スポーツ習慣化促進事業補助金を使って、女性や高齢者向けの講座を実施するとの説明であった。市民体育館で現在実施している講座との違いや、ターゲットを絞った理由は。また受講者アンケート委託の内容は。

【答弁】 現行の講座とは別の教室として市が実施するもので、各講座 40 人ずつの参加者を想定している。市民意識調査の結果から女性や高齢者向をターゲットとすることにしたが、講座は女性や高齢者以外も受講出来るようになっている。

アンケートの実施はスポーツ庁からの推奨もあり成果を計る指標として受講者に対し行い、集計分析するまでを予定している。アンケート内容は、行政、スポーツ団体、社会福祉協議会などで構成される実行委員会で検討をおこなっていく。

【質疑】 事業説明では当市で開催の自転車ロードレースの開催が事業実施の理由として記載があるが、オリンピックとの関係や今後は。

【答弁】 オリンピックとは直接的には関係がないが、機運醸成として課が関わる各イベントではオリンピックの公認をとり、冠を付けて行きたい。また地元の自転車クラブの協力を頂き、身近な所からサイクリングを運動の要素として取り入れてもらうことで、徐々に市民向けに自転車

文化が広がり、レガシーに繋がっていけばと考えている。  
次に、健康福祉部関連です。

社会福祉課では、

【質疑】プレミアム付き商品券にかかる役務費の詳細は。

【答弁】事務員 1 名を 2 か月間増員するためのもので、勤務時間は職員と同様の 8 時 30 分から 17 時 15 分を考えている。

保育課では、

【質疑】幼児教育システム改修は全額国費で賄われるが、10 月 1 日からの対応に向けて、システム改修以外の部分に対し、予算措置はできないのか。また、9 月補正で間に合うのか。

【答弁】事務費は全額国費だが、中身の切り分けが出来ていない。10 月 1 日に間に合わせるためには、議案上程のタイミングを相談させてもらいたいと考えている。

障がい福祉課、国保年金課、介護保険課では、質疑はありませんでした。

各課の質疑終了後、賛否に関する意見の有無について委員に確認しましたが、意見はありませんでした。

以上が第 49 号議案のうちの関係部分の審査概要報告であります。

次に「第 50 号議案 令和元年度 裾野市国民健康保険 特別会計補正予算（第 1 回）」についてご報告いたします。本議案では質疑はなく、賛否に関する意見の有無について委員に確認しましたが、意見はありませんでした。

以上が第 50 号議案の審査概要報告であります。

次に「第 51 号議案 令和元年度 裾野市後期高齢者医療事業 特別会計補正予算（第 1 回）」についてご報告いたします。本議案では質疑はなく、賛否に関する意見の有無について委員に確認しましたが、意見はありませんでした。

以上が第 51 号議案の審査概要報告であります。

次に「第 52 号議案 令和元年度 裾野市介護保険 特別会計補正予算（第 1 回）」についてご報告いたします。本議案では主な質疑はなく、賛否に関する意見の有無について委員に確認しましたが、意見はありませんでした。

以上が第 52 号議案の審査概要報告であります。

以上が、厚生文教分科会に割り振られた事項の審査の経過概要であります。

審査にご協力いただきました皆様に感謝を申し上げまして、厚生文教分科会委員長報告といたします。

○委員長（賀茂博美） 厚生文教分科会委員長の報告は終わりました。次に第 49 号議案令和元年度裾野市一般会計補正予算（第 2 回）の内の関係部分について、産業建設分科会における審査の報告を求めます。産業建設分科会委員長。

○産業建設分科会委員長（井出悟） 産業建設分科会委員長報告をいたします。  
過日の本会議において、予算決算委員会に付託となりました議案のうち、

産業建設分科会に割り振られた事項について、審査の経過概要を報告いたします。分科会は去る6月18日、委員6名全員出席のもと開会し、担当部課長等の出席を求めて審査を行いました。詳細な審査内容につきましては、会議録を正確にまとめ、保存いたしますので省略させていただき、以下、概要について報告いたします。

「第49号議案 令和元年度 裾野市一般会計予算」のうちの関係部分について報告いたします。

建設部関係では、建設管理課 建設課、まちづくり課、区画整理課の審査を行いました。

主な審査内容を報告します。

建設管理課では

【質疑】橋梁維持費の、橋梁長寿命化修繕計画再策定委託は、これまでの計画の見直しということか。

【答弁】5年点検の1サイクル目が完了し、点検によって橋の近況の状況が最新になった。点検結果をもとに長寿命化修繕計画を再策定する。

建設課では

【質疑】特定防衛施設道路整備事業費の、15節工事請負費から19節負担金、補助及び交付金への組み替えにより、工事請負量への影響はあるか。

【答弁】工事内容の進捗などを精査し、本年度の計画量に対し影響を及ぼさない様に、全体調整を行い、組み替えで電柱移設に対応する。

まちづくり課では

【質疑】建築指導費の減額は、事業主体が県になるからとの事だが、市の関わりは窓口になるということか。

【答弁】診断、計画、工事の耐震化の流れのうち、診断を県が実施する。計画、工事は市が窓口となり、国・県・市で補助する。

区画整理課では

【質疑】裾野駅周辺整備費の13節委託料の減額と15節工事請負費の増額の関連は。

【答弁】設計調査委託の集約効率化による減額と、単価入替え等による増額である。

などの質疑・答弁がありました。

産業部関係では、農林振興課、産業振興課、の審査を行いました。

主な審査内容を報告します。

農林振興課 演習場対策室では

【質疑】防災調節池保全対策費の、工事請負費増額による浚渫量の総量は。

【答弁】当初4,500 m<sup>3</sup>を計画していたが、増額によりおよそ1,700 m<sup>3</sup>増やす。

産業振興課では

【質疑】商工振興費の産業連携プラットホーム運営事業交付金の減額は何によ

るものか。

【答弁】事業者によるキャンプ関係の連携事業、レンタルスペースの活用増などによる自主事業の収益事業を強化する事で、減額影響が無い事業運営をする旨の事業者からの提案を受けている。

【質疑】産業連携プラットフォームの事業成果は。

【答弁】本年度に入って2件の起業が実現している。

などの質疑・答弁がありました。

質疑終了後、賛否に関する意見の有無について委員に確認しましたが、意見はありませんでした。

以上が、産業建設分科会に割り振られた事項の審査の経過概要であります。

審査にご協力賜りました皆様へ感謝を申し上げ、産業建設分科会委員長報告といたします。

○委員長（賀茂博美） 産業建設分科会委員長の報告は終わりました。これより本4議案について分科会委員長報告に関する質疑、討論、採決を行います。第49号議案令和元年度裾野市一般会計補正予算（第2回）について、分科会委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（賀茂博美） 以上で質疑を終わります。ただ今から討論に入ります。発言される方におかれましては討論の詳細につきましては本会議でお願いいたします。討論はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（賀茂博美） 討論を終わります。ただいまから採決いたします。第49号議案令和元年度裾野市一般会計補正予算（第2回）を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

○委員長（賀茂博美） ご異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。次に第50号議案令和元年度裾野市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）について、分科会委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（賀茂博美） 以上で質疑を終わります。ただ今から討論に入ります。発言される方におかれましては討論の詳細につきましては本会議でお願いいたします。討論はありませんか。

（「なし」の声あり。）

○委員長（賀茂博美） 討論を終わります。ただいまから採決いたします。第50号議案令和元年度裾野市国民健康保険特別会計補正予算（第1回）を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○委員長(賀茂博美) ご異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。次に、第51号議案令和元年度裾野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1回)について、分科会委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり。)

○委員長(賀茂博美) 以上で質疑を終わります。ただ今から討論に入ります。発言される方におかれましては討論の詳細につきましては本会議でお願いいたします。討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)

○委員長(賀茂博美) 討論を終わります。ただいまから採決いたします。第51号議案令和元年度裾野市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1回)を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○委員長(賀茂博美) ご異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。次に第52号議案令和元年度裾野市介護保険特別会計補正予算(第1回)について、分科会委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり。)

○委員長(賀茂博美) 以上で質疑を終わります。ただ今から討論に入ります。発言される方におかれましては討論の詳細につきましては本会議でお願いいたします。討論はありませんか。

(「なし」の声あり。)

○委員長(賀茂博美) 討論を終わります。ただいまから採決いたします。第52号議案令和元年度裾野市介護保険特別会計補正予算(第1回)を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○委員長(賀茂博美) ご異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案に対する本日の審査は全て終了いたしました。

来る6月27日の本会議で、委員長報告をいたします。

審査にご協力賜りましたことに感謝申し上げます。本委員会を閉会いたします。

14時55分 閉会